

紀美野町第1回定例会会議録

平成21年3月11日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成21年3月11日(水)午前9時00分開議

- 第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第6号))
- 第2 議案第2号 紀美野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第3 議案第3号 紀美野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第4号 紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第5号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第6号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第7号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第8号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第9号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第24号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について
- 第12 議案第25号 平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第13 議案第26号 平成20年度紀美野町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第14 議案第27号 平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第15 議案第28号 平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第16 議案第29号 平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)について

- 第 17 議案第 30 号 平成 20 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 18 議案第 31 号 平成 20 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 19 議案第 32 号 平成 20 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 20 議案第 33 号 平成 20 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 21 議案第 34 号 工事請負契約の変更について（平成 20 年度河北・志賀野簡易水道統合工事）

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 21 まで

議員定数 16 名

出席議員

議席番号	氏名
1 番	田代哲郎君
2 番	小椋孝一君
3 番	北道勝彦君
4 番	新谷榮治君
5 番	向井中洋二君
6 番	上北よしえ君
7 番	西口優君
8 番	伊都堅仁君
9 番	仲尾元雄君
10 番	前村勲君
11 番	加納国孝君
12 番	松尾紘紀君
13 番	杉野米三君

14番 鷲谷 禎三 君 (16時15分退席)

15番 美濃 良和 君

16番 美野 勝男 君

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	岩橋 成充 君
総務課長	岡 省三 君
企画管財課長	牛居 秀行 君
住民課長	中尾 隆司 君
税務課長	山本 倉造 君
産業課長	増谷 守哉 君
建設課長	山本 広幸 君
会計管理者	岡本 卓也 君
教育次長兼 総務学事課長	森 勲 君
生涯学習課長	新家 貞一 君
消防長	七良 浴光 君
保健福祉課長	井上 章 君
水道課長	三宅 敏和 君
地籍調査課長	西山 修平 君
神野支所長	峠 泰男 君

欠席したもの

代表監査中谷 一 君

出席事務局職員

事務局 長 溝 上 孝 和 君
書 記 森 谷 克 美 君

開 議

議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。なお、監査委員、中谷 一君より本日欠席届が出ておりますので、報告いたします。

したがって、規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議長（美野勝男君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、3月6日に議案等の説明を受けておりますので、本日は質疑から入りたいと思います。

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第6号））

議長（美野勝男君） 日程第1、議案第1号、平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

7番（西口 優君） 済みません。おはようございます。

この9ページのね、定額給付金給付費というこういう部分、9ページ、臨時雇用66万円って、これ、定額給付金の支給に関して、その臨時雇用するというふうに理解したんですけどね。通常だったら職員でそういうふうな手続きができるかなと思う中で、この66万円について時間外に支給することを考えて、一応、それなりのもう試算はできていると思っているんですよ、私としては。だから、この臨時雇用の部分については、支給の時間延長とか、どんな形で支給するのか、まあまあとりあえず、話聞かせてもらって、そうして、その66万円の用途について、その必要性、それがどんな形になっているのか、ちょっと尋ねたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 西口議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

定額給付の事務費につきましては、国の方から100%いただけると、こういった中でのことなんでございますけれども、できれば、職員でやりたいということの中で、現在、ずっともうこの業務をせえというふうな話の中で進めております。これにつきましても、毎日、残業して進めてきたところでございます。

この臨時雇用の件ですが、使えるということの中での予算計上でございまして、できれば、臨時雇用できるんだから使いたい、とこういうことでございまして、3月の中旬以降で一斉に発送せんなんと、こういった事務が出てきますので、そういった点で活用してまいりたいと、こういうふうに考えるわけでございます。その点、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) 国から予算が下りてくるから、そのために使うというそのね、実際にこれ66万円言うたら、大体2人で1カ月分になるのかなと思うんですけどね。まあまあそういうふうを感じるのか。それとも、その形態が、実際にこれ、事務費と違って、賃金となっている中で、国から金が降りてくるからこういうふうにとりあえず、計上してあるねやという、そのね、それ、何となく釈然とせんわけです。どんなに使うんよというふうにまず考える。そら、定額給付金のその支給するというその形につながってくる話なんやけど、どういう形で使うという、支給するという、そういう形にも波及してくる話なんやけども、普通に考えてこの賃金が、できたら職員でするべきかなと。わざわざ臨時雇用してっていうのも、あんまり僕としては不自然かなと、こういうふう思うだけでね。

事務費とかっていうんだったら、ある意味ではわかるんですよ。だけど、賃金というふうに書いている限りは、多分、賃金に使われるんであると思うけども、定額給付金はできるだけ素早く支給すべきやと。そういう中で、この賃金の66万円というのは、そんな長いことかかってええんか、それとも、もっとやで、10人ほどたくさん的人数雇うて、早急に出すというふうの問題になってしまうかなと。そういうふうなことを考えたときに、この66万円というのは、余りにも何か僕の理解が悪いんかもわからないけど、ちょっと釈然とせんわけよ。だから、もうちょっと僕が納得するぐらいによ、

きつとね、みんな、そんなん思てると思います。66万円もそら、どこへ使うんよって、こう考えるんやけど、実際に事務費みたいな形で要るんかもわからんで、けど、賃金というふうな名目の中で66万円というのは、どんな形態で66万円も要るのかなと、こういうふうに思てしもてね、仕方ないだけどね。

できるだけ早い時期に出さんなん、わかる、それだけの人数要るのかもわからん。だから、これはこの内訳がね、もうちょっとわかりやすくならんもんかな。10人雇うんじゃ、20人雇うんじゃ、それとも、その職員だけでもう残業代に使うんやと。こういうふうになってしまいうんかもわからんけど、その辺がもうちょっとわかりやすうに説明してもらえばと思います。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 西口議員の再質問にお答えしたいと思います。

この業務につきましては、通常の業務をしながら今も職員が対応しているような状況でございます、できるだけ早く業務を済ませたいという考えもございます。国の指導もそういったことであります。3月から5月にかけて給付を終わりたいとこういうふうな考えでございます、この賃金66万円につきましては2名程度、そういった時期に活用して、できるだけスムーズに業務を済ませたいと、こういうふうな考えの中での予算でございます。そういったことで臨時職員を雇用したいと、こういうことでございます。その点ご理解をいただきたいと思います。

議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

7番（西口 優君） 今のね、課長の説明の中に3月から5月にかけてって言うたような気がしたんやけどね。この間の話の中では、何かもっと早く年度内に渡せるといふような話も僕どっかで聞いたんや、これ。町長のあれやったかな。どこでその、と思いつながらね。5月っていふふうな、そういうふうなその認識、それがわからんねや、僕、その。この間、テレビでやっているのに、もう早いところは支給されている。それもね、まして経済対策という認識で定額給付金の支給、早急にすべきやという、それもわかる。だからですね、今のその総務課長の説明では3月から5月って、これ、どないなっているんやと、そう思うてしまうわけよ。だから、本来だったら、年度内支給というのが、私もその方がいいと思うし、今一番関心の高い問題でしょう。だから、そういう中で3月から5月って、そういうふうな町が認識持っているのかよって、こういうふうに思うてしまうわけやしな。だから、普通に考えたら、今のこの66万円にしてもや

しよ、そら、残業に使う、何に使う、その賃金として使うなら、そら、構わないけど、
だけど、その定額給付金の支給に5月ってというような話が出てきてたんではね、それは
いかんやろうと思うてしまうんやけどやな。その辺の考え方をもう一回聞かせてほしい。
できるだけ速やかに支給すべきやと思うてる中でね。今のその答弁からしたら、5月の
支給ってそれどうやって思うてしまうわけやしね。

(不規則発言あり)

7番(西口 優君) あっ、そうか、そうか。なるほどね。そのように答えてく
れて結構でございますんで。

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

総務課長(岡 省三君) 支給につけては、できることだった、もうとにかく早
急にしたいと、こういう考えでございますけれども、ただ、本人確認とか、結局、振り
込みの振り込み詐欺とか、こういった点でいろいろな確認せんと振り込めないと、こう
いうふうなことになるしますので、どうしても時期がずれる方と早く済ませば早く支給で
きると、こういうふうになるわけですし、とにかく事務につきましては、もう3月から
進めておるわけですけれども、その手続上のことで振り込みが、振り込みというんです
か、支給が5月になる方もあるかもしれないと、こういうことでございます。とにかく、
結局、本人からの申請がいつ来るかによっても変わってくるかと思えます。3月中旬か
ら発送いたします、一斉に。そういう準備作業を進めておりますので、その点、ご理解
をいただきたいと思えます。

議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

6番、上北よしえ君。

(6番 上北よしえ君 登壇)

6番(上北よしえ君) 専決処分なんですけども、これは2月26日に専決処分
したということなんですけども、これは一番、今、住民にとって話題の多い定額給付金
なんですけども、どのようにして配布されるのかとか、いつごろできるのかとかって
いうのが、今、一番話題に上っているところなんです。専決処分したのであれば、事務手
続もほぼ進んでいるものと思われまして、その振り込みってどのようにしてするのか、
一人で暮らしている老人の人が振り込みの手続など、どのようにしてできるのか、その
点もお考えであろうかと思うんで、詳しく説明していただきたいと思えます。

(6番 上北よしえ君 降壇)

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

総務課長（岡 省三君） 上北議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

この専決処分をしたというのは事務を進めていかんなん、こういった中でのことでございます。いろんな手続上のことが出てきます。振り込み口座をつくるにしても、やはり銀行の方なり郵便局、そういったものへの交渉、それから、そのシステムを利用した振り込みの封筒ですか、そういったものをつくっていかんなん、印刷もしていかんなん、そういったことでいろんな事務費用が要ってくると、こういうことの中でこの専決をさせていただいた次第でございます。国の方の指導もございまして、とにかく早急にかかっていけど、こういったことでございましたので、専決をさせていただいたことでございます。

それから、給付につきましては、3月の区長宛の全戸配布という形で、こういったチラシを配らせていただいております。その中にいろいろと説明をさせていただいておりますけれども、やはりお年寄りの方のそういう申請につきましては、いろんな問題が出てくるのではないかとこちらでも考えております。それにつきましては、やはり民生委員さんとか、ホームヘルパーさんですか、そういった方のご協力もいただかんなんようになるのではないかと、こういうふうなことも思っております。だから、そういったことで、いろんな事務が出てくるのではないかと思います。

それから、本人確認のための、結局、コピーですか、そういった例えば、身分、その人の証明をするためにコピーをしていただかなんと、こういったことも出てきます。それから、振込先の口座を確認するための通帳とか、そういったもののコピーもしていただかなんと、こういうふうになりますので、支所、出張所等にも通知をしておりますので、コピーにつきましては、そういった支所とか出張所でのコピーを無料でしてもらうようにしておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

申請書につきましては、3月21日ごろから世帯主あてに申請書を一齐に送付させていただきます。これは簡易書留で郵便で送りたいとこういうふうに思います。お手元に届いた申請書に世帯主さんの氏名、それから、押印をしていただいて、住所、それから、振り込むための銀行とか農協などの金融機関の口座番号などを書いていただきます。その申請書に運転免許証または健康保険証などの本人だと確認できる書類のコピーをつけていただきたいと思います、と、こういうふうに思います。

それから、金融機関の通帳、その名義や口座番号がわかるその表紙の裏のコピーを添えて同封している返信用封筒に入れていただいて送り返していただきたいと思います。

給付の振り込みにつきましては、こちらへ届き次第のことになってくるんですが、大体、4月の中旬を予定しております。その振り込みにつきましては、世帯主さんの口座に世帯人の全員の分が振り込まれるようになっております。

以上でございます。よろしくご理解をいただきたいと思います。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 6番、上北よしえ君。

6番(上北よしえ君) 今、詳しく説明いただいたんですけども、振り込みということとされるのかと思うんですけども、役場の方へ来られない方は、振り込みでも結構だと思うんですけども、現金で受け取られる方も多数いらっしゃるのではないかと思いますので、現金か振り込みかということとを本人を選んでいただいて、現金の方は現金、振り込みをされる方は振り込みということとまたひとり暮らしの交通手段の不便な人とか、そういう方にはどのようにしてされるのかということとか、現金で支払ば、振り込み代が削減できるということもあるのではないかと思いますので、その点、自分でどちらか選ぶというようなことともしただけのような方法をとってはどうかと思いますので、答弁願います。

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

総務課長(岡 省三君) この給付につきましては、原則、振り込みにしてほしいと、こういうふうを考えておりますが、現金での方もするようにしております。ただ、本人確認とかそういったことでの確認のための手続等で時間を要しますので、できれば振り込みにしていただきたいと、こういうふうなことで周知をしております。

以上、ご理解のほどお願いします。

それから、通常の業務以外に休日とか、祝日のときでございますが、臨時窓口を設置して8時半から5時半までと、それから、臨時の夜間の受付も行っております。夜間につきましては、本庁のみとさせていただきたいと思います。5時半から8時まで受付業務をしたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長(美野勝男君) 6番、上北よしえ君。

6番(上北よしえ君) それで、現金で受け取る場合は各支所とか出張所などでも受け取れるのではないかと思いますので、そのような手続もしていただけるのかどう

か。通常振り込みということですが、ご祝儀袋に入れて配布しているのをテレビでも見ましたりするんで、各出張所でも受け取れるような現金配布の方法をとっていけばどうかかな。本人確認、保険証などを持ってくれば配布できるとかということを考えてみてはどうかと思うんですが、もう一度、答弁願います。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 現金の支給でございますけれども、支所、出張所等での考えはいたしておりません。やはりいろんな難しい問題が出てくるかと思しますので、やはり現金ということになりますと、管理上の問題等も出てきますので、また、祝日、祭日等のこともございますし、いろんな点で考えましたら、ちょっと無理ではないかなと、こういうふうに考えております。本庁での現金の受け渡しと、こういったことにさせていただきたいと思えます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 紀美野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（美野勝男君） 日程第2、議案第2号、紀美野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番、田代哲郎君。

(1 番 田代哲郎君 登壇)

1 番 (田代哲郎君) 初歩的なことで 1 点だけ確認させてください。介護報酬改定に伴って保険料の引き上げを上昇分の引き上げを抑えるためということで給付される臨時交付金なんですけども、その前提条件があるのかどうか、つまり保険料を引き上げるかどうかということが交付の前提になっているのかどうか、その辺だけちょっと確認させてください。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長 (井上 章君) 田代議員さんのご質問で、この交付金が介護の報酬の 3 % でそれが保険料の引き上げの条件っていうんですかね、ちょっとその辺、私もちょっと理解がしにくいんですが、交付金の決定につきましては、3 % を上乗せして総額の給付費っていうのを算出するわけでございます。その差額、通常の方と 3 % 引き上げた分の差額の半分を交付金でいただくと、こういう算出の方法になっております。そういうことでご理解をいただけたらと思います。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 2 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 紀美野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長(美野勝男君) 日程第3、議案第3号、紀美野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

1番(田代哲郎君) これ、提案説明のときに10月から開始される住民税の年金からの特別徴収に係るシステムを導入するに当たってということで、説明があったんですが、もう少しちょっと詳しく説明願いたいと思いますのでよろしくお願いします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) ただいまの田代議員のご質問にお答えします。

去年の条例の改正のときにこの10月からの年金からの特別徴収のために給与所得及び公的年金に係る所得以外の所得に係る所得割額も年金所得にあわせて特別徴収するというふうに条例はしていました。後でシステム上の問題で対応ができなくなっているというふうに国の方から連絡がありまして、それに基づきまして、徴収するというところを徴収できるというふうにして、この10月からは年金の部分だけの特別徴収にすることで、それ以外の所得に関する住民税についてはあわせて、特別徴収することはないというふうに、の扱いにさせてもらうということです。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

議長(美野勝男君) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9時32分)

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時35分）

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例
の一部を改正する条例について

議長（美野勝男君） 日程第4、議案第4号、紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） この中に職域健診事後指導と、これは教職員の皆さんに係る健診ということで、健診後の事後指導ということだと思んですけど、その事後指導ということについての具体的な説明をお願いできればと思いますので、よろしく願いします。

（1番 田代哲郎君 降壇）

議長（美野勝男君） 総務学事課長、森君。

(総務学事課長 森 勲君 登壇)

○総務学事課長(森 勲君) 田代議員さんのご質問にお答えいたします。

職域健診の事後指導という言葉は、議員仰せのとおり、教職員の事後指導でございます。これにつきましては、今まで健診はしてはしておりましたが、それに対して、チェック項目がチェックする機関がございませんでした。そして、異常が発見されても、それをお医者さんにかかるのかといった指導を促すことができるような状態ではございませんでした。そういった項目をチェックし、教職員の健康を維持をするというのが目的でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(総務学事課長 森 勲君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 考えたのは、かえって、このことで指導を受けることで、教職員の皆さんにいろいろな負担になるようなことはないかということが1点と、それから、最近、非常にこの町ではどうかわかりませんが、教職員の皆さんのメンタルな部分っていうんですか、の疾患というのが増えているという、そういうことがチェックできれば、そういうことへの事後指導ということも含むのかなというふうに思ったんで、質問させていただいたんですが、その辺についてはどうなんでしょう。

議長(美野勝男君) 総務学事課長、森君。

○総務学事課長(森 勲君) この件につきましては、学校の養護の先生等、学校等とも話し合いの上、指導するということになっていきますので、そういった面での心配はないかというふうに現在は考えております。

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第4号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

議長(美野勝男君) 日程第5、議案第5号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

2番(小椋孝一君) この金額の件でございますけども、ずっと昔の場合やったら、町内と町外という区別をして、その条例見たら一応、一覧表の中で多目的運動場から始まってテニスコート何ぼということになってはいますけども、福祉センターの中に運動する場所の中には、やっぱり町内、町外と分けておると思うんですけども、この一律ですね、町内、町外と分けておらないということに対しての何か意図があるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

(2番 小椋孝一君 降壇)

議長(美野勝男君) 生涯学習課長、新家君。

(生涯学習課長 新家貞一君 登壇)

生涯学習課長(新家貞一君) 小椋議員さんのご質問の金額の制定等だと思うんですが、スポーツ公園の金額につきましては、近隣市町村あるいは、また町内のそれぞれの似たような施設とともに検討して、教育委員会内で金額等を制定いたしました。

福祉センターとかというところの機具を使用して、町内、町外の人々の金額ということは僕と、ちょっと把握は一切してないんです。このスポーツ公園につきましては、町内の方、町外の方という方は、区別はしております。町内の方については免除申請がほぼ全部というほど免除になります。町外の方につきましては、ここに定めているとおりの金額をいただく予定でございます。

そういうことでご理解いただきたいと思います。

(生涯学習課長 新家貞一君 降壇)

議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

2番（小椋孝一君） わかりました。なぜかと言うと、今、ちょっと課長の方から町内の方であれば、免除申請を出せば無料だということで把握してよろしいんですか。というのは、なぜかと言うと、やっぱりこういういい物ができることによって、もちろんその意図は何かということ、やはり町内に町外からたくさん来ていただきたいというのが、これ、また、意図であろうかと思うんですけども、我々、一番心配しているのは、金額がすべて一緒だということになると、町内の方がどんどんやっぱりスポーツ等において会場を取りに行った場合に、町外から来て、全然、地元の町内の方が取れないという、こういうことが出てくることを懸念することで、私は今、聞いているんですけども、そういうことのやはり町内優先ということの中で、進めていくのが本来の筋ではないかと思うんですけども、それでよろしいんですか。もう一遍、お願いします。

議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

生涯学習課長（新家貞一君） あくまでも、町内の方が優先でございます。ただし、町外の方につきましては、これは料金をいただいてということで考えてございます。町内の方につきましては、従来どおり、各種スポーツ団体に加入されている団体につきましては、無料で使用していただくと、こういうことに思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

2番（小椋孝一君） もう一遍だけ確認ですが、スポーツクラブに入っている者でないと無料に出来ないということですか。

議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

生涯学習課長（新家貞一君） ここの表に提示させていただいているんですが、個人の場合は、これは料金はいただきますけれども、町内の方についてはすべて無料でございます。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時45分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 9時46分)

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) 済みません。もう少しお聞きしときたいんですけども、一つは体育館ということで、一般と高校生が1,000円とかあるんですが、この勤労者体育センターですか。これがここに来るわけですか。そうであったら、この条例にあるように、細かい料金の設定があったのが単純化してしまうのか、こういうことになってくるわけですが、その辺、聞いときたいのと、それから、例えば、アスリートクラブとかというのがあるというふうに聞いたんですけども、それには町外の方が非常に多いというふうに聞くんですが、その方でも、アスリートクラブということで、登録しておれば、町外であっても無料ということになってくるんですか。その辺はどうであるのか確認しときたいと思います。

以上、お願いします。

議長(美野勝男君) 生涯学習課長、新家君。

(生涯学習課長 新家貞一君 登壇)

生涯学習課長(新家貞一君) 体育館の使用料でございますが、今回、勤労者体育センターの条例は廃止をさせていただいて、スポーツ公園の条例一本化にさせていただきました。ついては、その体育館の使用料につきましては、町内は従来どおりすべて無料で、町外の方につきましては、ここに提示させていただいている金額でいただくことにしています。そして、アスリートクラブとか、そういう団体につきましては、従来どおりの無料とさせていただいています。その中には町内の方、町外の方もいらっしゃると思うんですが、一つの団体としての扱いをさせていただいていますので、無料とさせていただいています。

以上です。

(生涯学習課長 新家貞一君 降壇)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) この料金設計があるのは、町外ということであるということなんですけども、体育センターについては相当、これを見てもと減額になると思うんですが、それでいけるわけですね。その辺のところ、もう一度、お聞きしときた

いのと、私が言っているのは、小椋議員も言われましたけども、相当大きなお金をかけてリニューアルをやってきたということで、町民の方もそういう観点から物を見てられると思うんですけども、町民に対するそのサービスということは理解できるんですが、その辺のところ、問題なくいけるということで、いくようなこの措置を取っていかねばならんんじゃないかというふうに思うんですよ。あくまでも、そういうことで問題がないということに判断であるのか、もう一度、それも聞いときたいと思います。

議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

生涯学習課長（新家貞一君） 体育館につきましては、金額は従来どおりの金額に制定させていただいているんですが、できるだけ多くの人に親しんで喜んでいただけるような、ということで、使用料も見直しをせずにこの金額に制定させていただきます。減額はしていません。他の広場につきましては、金額すべて消費税等を含めて制定をさせていただきます。100円を単位として制定をさせていただきます。

以上です。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） 体育館は変えていないということで、今、答弁されたんですか。先には、変えていっているということで、このように、今回の料金表では体育館の一般は全面1,000円、半面500円とあって、こうなっているんですね。今までは、町内在住者等ということで9時から2,100円と、6時以降は4,200円とかですね、相当、大きな数字であると思うんですけども、このところは変えてますよね。

議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

生涯学習課長（新家貞一君） 失礼しました。体育センターの使用料につきましては、従来は9時から正午までとか、正午から午後3時までというような規定で制定をさせていただいていたのを今回は1時間につき1,000円というような形で制定をさせていただきます。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(美野勝男君) 日程第6、議案第6号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) 提案説明があったときに、所得割で例えば4.5%が4.7%に引き上げる。それから、あと、資産と平等が下がって、均等割も1万9,000円から2万1,300円とこのように上がってくるわけですね。そうなってくると、大体、幾らぐらいの税額で引き上げを考えておられるのか。それから、均等割を上げるということは家族が多いと増えてくるわけですか。等々、この改正によって、税全体ではどうなってくるのかも聞きたいと思います。

以上、お願いします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) 美濃議員のご質問にお答えしたいと思います。

資産ですが、被保険者一人当たり年額1万2,000円、月額1,000円程度の上昇になる見込みです。月額1,000円程度の上昇を見込んでいます。全体で約、この間も言いましたとおり、現状の調定額に2,400万円程度の保険税の上昇になる予定と

考えています。

以上です。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） 平等が2万1,000円が、1万8,000円と3,000円下がるわけですね、1件当たり。それに対して、一人当たり1万9,000円が2万1,300円ということで、これも2,300円ですか、の増と。これで2,400万円の増ということでなってくると、この応益用の、また、その中ですね、所得、資産、あるいは均等、平等で何ていうんですか、どの部分が2,400万円ですから、所得のところが大きくこれに乗ってくると、2,400万円の増は。こういうふうな理解の仕方よろしいんですか。

議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 構成割合の見直しというのも含めて、今回、行うことにいたしました。構成割合、標準的な構成割合は町税法で一応、基準として定められています。それに基づきまして、試算したところですが、一応、所得割ではなく、資産割の方に、資産割と世帯割が比重が標準に比べて高いというところが見られましたので、それをある程度、改善する方向で保険料の見直しを行っています。

以上です。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） 大体、これも合併の特に本来、私どもも合併によって二つの町が一緒になることによって、この国民健康保険税が上がってくるんじゃないかと、そういう心配をして、町民の皆さん方にもそんなようなお話をしてきたわけですが、結果的には野上、美里の両方の低いところを取るということで、当時、基金もあったということで引き下げたと。今、基金が相当、底をついてきたというふうな状況もあったりして、引き上げになってきているということであるんですけども、今、情勢としては一番悪いんですね。合併のときよりも、一般家庭の状況の中は悪いというふうに思われます。そういう中で、この引き上げということについて、実質、引き上げになってくるわけですが、町としての引き上げをせずに、というふうな方向についてのお考え等はどのようにされてきておられるのか。多分、これについては町長も相当、苦労されたんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 今、美濃議員もおっしゃったとおり、基金がだんだんと減ってまいりました。合併当時、基金だけで申しますと、2億円超える額があったのですが、20年度末では6,000万円程度に減少する見込みであります。この額を全部、来年度入れてしまうということになりますと、それ以降の国保財政が全体としてもう一度、見直さんとあかんということになってまいります。そのため、21年度といたしましては、残るであろう基金の半額を取り崩しまして、加えて一般からの繰り入れも約2,400万円程度増やしまして、それで足らず部分について税で補っていくというふうに考えています。今後とも、医療費の増とか支出にあわせたそれぞれの負担というのは、その都度、考えていかんとあかんことになります。

合併当時、低いところをとってしたために、それ以前に比べて税収としては下がっています。それで基金の状況とかを見まして、10年程度はいけるんかなという見込みもあったところなんです、医療費の増が予想以上に伸びておりまして、現状に至っています。

以上です。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 美濃議員にお答えをいたします。

町長としてどう考えているのかということですが、私としては、本当は上げたくはなかった。しかしながら、今、課長から説明をさせていただきましたような財政状況に陥るということで、いたし方なく、今回、見直しを提案させていただいた次第でございます。

しかしながら、この状況を見ますと、やはり合併後、この医療体制、紀美野町には厚生病院があり、そして、個人病院が7件、8件あるというふうな状況の中で、非常に町民にとりましては恵まれていると。そうした中で、非常にその利用が多い。特に高額医療におきまして、最近増えてきているということでございます。

したがって、これからの対策といたしましては、ここで改正をしていただいて、そして、保健師による保健指導、これに今後、力を入れていき、正常な格好に戻していきたいと、そのようなことを考えておるところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これにて質疑を終わります。

これから、議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) この国民健康保険税条例の引き上げということで、実質的に2,400万円、これによって増になってくるということから、私は反対討論を申し上げたいと思います。

非常に町長の努力とかですね、今、また、聞けば、今後についての展望も説明されたわけであります。大体、もともとは合併当時に、合併が非常に住民にとってマイナスになるということについての、これは大体、そうなんです。国は交付税減らすとか、合併によって地方へ回すお金を削るためにこの合併を進めていると。それであるのに、当時、二つの町では合併によって何ら、もしかしたら、ようなるんじゃないかというふうなニュアンスも住民に、におわしながらされてきたというところがあると思います。その一つとして、この保険税が引き下げられるということであったんじゃないかというふうに思います。

また、さかのぼれば、国のこの行革の中で補助金の一律カット等があって、本来この国保に関しては、これは補助金じゃないんですよ、交付金であると。こんなものまでカットするということは、本来、補助金ではないものをカットするというとんでもない、また、時限があったのにも、それにかかわらず、いまだに続いているという大きな問題があると思います。その中で、地方がまさに苦勞するという状況の中であって、町長も大変苦しいこの判断ではあろうかと思えます。

しかし、この住民の立場に考えれば、今、もう大変な状況できている、商売がうまくいかない、また、農林業、また、今まで大きな町のお金を稼ぐ場であった土建業も大変な状況になっていると。そういう中である場合、いろんな状況の中でつくられてきている、そういう何ていうんですか、他に町が努力を超えるような外圧的なところにあるわけで、その中で押されてきているものであると思います。

しかし、先ほど申しましたように、住民の立場を状況を考えたら、引き上げということについては賛成をでき兼ねると思います。そういう立場で、私はこの条例の改正案に

反対いたします。

(15 番 美濃良和君 登壇)

議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号を採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 7 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長 (美野勝男君) 日程第 7、議案第 7 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番、田代哲郎君。

(1 番 田代哲郎君 登壇)

1 番 (田代哲郎君) よろしく願います。

現在、6 段階で徴収している介護保険料を 8 段階に変えるということで、それぞれの段階での値上げを 2 年間にわたってするという事なんですけども、現在の介護保険料というのは、基準値がありまして、基準の段階がそこを基本にして、所得が低いかどうかということで上げるか下げる、それ、基準値よりも上の段階へいくかどうかということが決まるわけです。

現在のいわゆる介護保険料の賦課基準、平均賦課の基準のところと 8 段階に上げた平成 21 年度の賦課額の月額でどう違うのかということが一つと、現在の介護保険料の県下でのいわゆる比較ですね。何位ぐらいに入っているのかということについてお伺いいたします。

以上です。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 田代議員さんの1点目の21年度における月額
の基準値の差額ですけれども、1,133円でございます。20年度と21年度を比較
いたしまして。それから、現在の県下の保険料の順位でございます。高いところからいき
まして、18番目となっております。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 介護給付費準備基金という基金があって、昨年
の8月ごろから厚生労働省が盛んに介護保険料の値上げを抑えるために、
基金の取り崩しをなさいということをお願いしているわけですが、
本町における介護給付費準備基金の実情というのはどうなっている
のか、その点について、それから、いわゆる介護予防というのが
非常に大事になってくると思うんですけども、その実情というのを
大まかに教えていただければありがたいと思います。

以上です。

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長(井上 章君) まず、介護準備基金のその残高でござ
いますが、現在ございません。借入を行っておるというような状況で
ございます。

それから、2点目の介護予防のということでございますけれども、
なかなか介護予防事業がうまくいってないというのが現状でござ
います。

国が行っておりますいわゆる特定高齢者と申しまして、虚弱な
高齢者に対する介護予防ということを念頭に置いて、そういう抽出
するために生活機能評価というところで、特定高齢者を抽出して
ということで行ってきたものではございますけれども、この特定高
齢者という候補者なりが非常に少ない、あるいは、呼びかけて抽
出されても、なかなか事業には参加していただけないというのが、
今現在の現状でございます。

以上でございます。

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 市町村によっては、介護給付費準備基金の
取り崩しをやって、保険料を引き下げているという市町村もある
わけですが、もちろん基本となる保険料が、保険料って介護保
険料というのは市町村ごとに決めることになっているので、それ

がかなりこの町では高いのかなという気はします。

それで、特定高齢者のいわゆる介護予防事業なんですけど、なかなかうまく機能しないということで、チェックしても、なかなかそのあれで、チェックずっと指導を続けるということは難しいということもあると思いますが、しかし、いずれにしても、介護予防の事業に、さっきの国民健康保険のときもそういう予防事業に何とかということであったんで、介護予防事業にやっぱり本腰で取り組む必要が、こちらの方もあるかなと思うんですけど、現在の保健師さんたちの体制でね、それがこれだけ高齢化してきた状況の中で、ほんまに、ほかにもいろんな仕事を健診やとか、いろんなことを抱えながら、精神の方もあってという、非常に保健師の係る事業が多岐にわたっているというのか、非常に増えてきているという気がするんで、その辺のことがうまくちゃんとできるのかどうかということについて、もうちょっと危惧しているんですが、その辺の状況もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 介護予防が非常に重要だということは認識しておるところでございます。特定高齢者ということがなかなかうまくいっておらないんですけども、一般高齢者施策として筋力トレーニングの教室であるとか、あるいは低栄養教室であるとか、そういう事業は展開をしておるところでございます。

今後は、保健のいわゆる疾病予防、それから、介護予防ということで、新たにいろんなまた、事業も考えながら、そういうところに積極的に取り組んでまいりたい。

それから、また、そういう体制づくりも心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） 事情はよくわかるんです。これだけ高齢化が進んできて、

介護給付費がどんどん伸びてくると。しかも、施設が多いので、介護保険事業所も結構、充実しているということもあって、それだけサービスを受けやすい状況にあるんじゃないかという議論もあります。それはさっきの医療の国民健康保険の場合と同じことなんですけど、ただ、この時期というのは、やっぱり高齢者にとっては、例えば、平成21年度分だけでも月額が平均で今の保険料よりも1,133円増えると。22年度でさらに引き上げることになっているので、その分を考えるともっと負担が増えると。保険料で負担が増えてしかも介護報酬が上がると、いわゆる介護保険というのは1割負担が原則ですから、その分の負担も若干上がってくるということで二重に負担が上がるということになると。これは、介護保険事業が始まったときに、それは2000年だったんですけど、国の負担率とそれから、都道府県の負担率、そして、都道府県と市町村の12.5%ずつを持って、後は保険料で賄うんだということでスタートしたわけなんですけども、保険料と自己負担で賄うということで。

だから、やっぱり国保の場合もそうですけども、国の負担率というのが非常に低いところによってやっぱり問題があるわけで、これは市町村の責任で上げなくても済むものを上げるということではなしに、これだけの被保険者の負担がなければ、今後、介護保険事業、維持していけないということの判断だと思うんです。その点については、よくその事情はわかりますが、ただ、高齢者の生活を考えた場合、年金もかなり下がってきているし、私自身もそうなんですけど、やっぱりその上にこれだけではなしに、国民健康保険料も上がってという、それから、ほかのいろんな負担も上がってくるということから考えると、高齢者の生活の状況とか、この町の高齢化率の問題と、それから、高齢者がほんまにほそぼそと安い年金で生活している実態を常に見ている者として、この値上げ案に賛成するということはでき兼ねます。

以上の理由で反対をいたします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 紀美野町建設残土処理条例の一部を改正する条例について

議長(美野勝男君) 日程第8、議案第8号、紀美野町建設残土処理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

7番(西口 優君) まず、この残土処理条例の一部改正するという、これは業者の利便性を考えて時間延長ということでしたがね、これなら、同じことなら、夏時間とか冬時間とかということを考えて、時間を設定するとか、それとか、5時半までとかというふうにね、役場の時間に合わせたような5時半までにということをそういうことは最初から考えてなかったんかどうかという、こういうふうに夏場だったら、結構、遅くまで明るい。そういうときに、その5時というふうに切られてしまつたら、業者の仕事がもっと遅れてくるんじゃないかと、こういうふうに考えるんで、そういうことの意味なんていうのはなかったのかどうかということをやちょっと確認したいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

建設課長(山本広幸君) 西口議員さんの質問にお答えします。

一応、当初から業者の利便性、夏時間等も考えてなかったのかということですが、一応、時間設定は8時半から4時半ということで当初お願いしたんですけども、業者の方から4時半で終わるということは、半時間、余計に時間をなくすと、作業効率が大変悪いということで、その業者からの、協会からもいろいろ要望もございました。それで調査したところ、残土処分場から一番、遠いところで一応、かつらぎ町のたまゆらというところがあるんですけども、その境界までが20キロほどあります。それで、ダンプカーで運搬すると、約42分ぐらいかかるというようなことになります。それから、今一番、工事やられている円明寺で約9.5キロ、ダンプカーで搬出すると約20分、それから、うちの町道谷線ですけども約12キロ、それでダンプカーで24分というよう

なことでございます。その中でうちの方も今回、時間も延長ということで、いろいろ調査させてもらって、検討させてもらったんですけども、一応、半時間という時間もかなり大きいということで、今回、お願いしているわけです。一応、夏時間もいろいろ考えたんですけども、役所も8時半から5時ということで、それ、管理の方の業者さん、それから、シルバー人材センターの方にもお願いしている人もございますので、5時までで終わりたいということをお願いしております。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) 紀美野町の役場、5時半までやっていたような気がしたけど、違うのかな。5時15分か。いや。5時半までやってるわな。その役所が5時までという、そうあったのかなと、一瞬、そういうふうを考えてしもたけど、役場が5時半までやっているのであれば、その役所が5時って、そうなの。僕もようわからんねんけど、ほかのところはどうなっているのか知らんけど、普通に考えて5時半までやっているのであれば、そういうふうな役場の時間に合わせたというのが、普通に考えたらそうかなと、こういうふうに思うのか、これ、あと、半時間延長したら、もっと工事が、結果として工事が安く上がるんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。1日にその時間を半時間に切られることによって、延長すれば安くできるんじゃないかと、こういうふうに思うわけね、結構、建設業界を取り巻く環境悪くなっていると思うんやけど、そういうふうな中でもう少し業者に配慮した、業者からはそういう意見出なかったんですかね。

だから、役場がここまでと言うんでなくて、業者の意見を取り入れたんかどうかという、あくまでも、行政の進め方として利用者と管理する方というふうに考えるわけですよ。だから、それがね、業者からもう5時で十分ですよという話があったんかどうかという。だから、本当はもし、業者の希望が5時半というのであれば、そこまで考えられやんかったのかなと、こういうふうに思うわけね、私、別に土建業やっているわけじゃないさかい、関係ないって言っちゃあ、関係ないんやけど、そういうもんじゃなくて、結果として業者の立場を考えたら工事代金が安くつくのかなと、こういうふうにね、トータルで思うわけですけど、その点について、もう一度、回答願います。

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

建設課長（山本広幸君） 失礼しました。先ほど、役場の方、5時半まででございます。

それから、先ほどの5時と言わせていただいたのは、業者さんがあくまでも残土処分場へ搬出する時間でございます。その搬出していただいてから、うちの方は下で敷き均し等をやっている、委託をしている業者さんもあります。その人が5時に納めてもらってから、また、半時間ほどかけて、敷き均しをしなければ、そこが終わらないということなんで、それで業者さんの搬入につきましては、5時までということをお願いしているわけでございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時30分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時45分）

日程第9 議案第9号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
についてから

日程第10 議案第10号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例についてまで一括
上程

議長（美野勝男君） 日程第9、議案第9号、紀美野町水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第10号、紀美野町給水条
例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

9番（仲尾元雄君） 議案第10号の紀美野町給水条例の一部を改正する条例の
中で、農業用水、営農用の料金の件なんですけども、今まで年間、基本料金として20
立米に対して3,160円だったのが、1カ月1,000円ということに改正される案で
ございますけれども、1カ月1,000円ですと、毎月12を掛けますと1万2,000
円、3,000円が1万2,000円に値上がりするということで、ただし、休止料金が
1カ月130円となっておりますけれども、農業で柿とかミカンをつくっている農家に
とりましては、柿の場合ですと2月ごろに水による皮をむくっていうんですか、そうい
う作業から4月ごろになりますと、11月ごろまで毎月、消毒に要りますので、大体9
カ月ぐらいはその基本料金が要ると。それと今まで3,160円だったのが、年に3,1
60円だったのが、月に1,000円要るだけでも9,000円に、約3倍になるという
ことで、最近、柿農家なんかでは景気が悪く、また、単価も安くなっておりますし、老
齢化で生産の数量も減ってきております。そこでこういったふうな料金が上がるという
ことに対して、大変なことになるということで、認定農業の会とか、そういう方が非常
に反発をしておるということを耳にしました。

そして、この附則のところですね。この条例は、あと2年後の23年4月1日から施
行し、同年4月使用分の水道料金から適用するとなっています。2年先のことをこの不
景気のどん底のときに、今ごろ決めなくても、いいと思うわけです。もうちょっと上向
いてきてからであれば、納得していただけるんじゃないかと思えますけれども、そうい
うことと、なぜ、上げなければならないのかという点と、合併のときに協議会で野上、
美里、一緒に大体、一律にするということが決まっているそうなんですけども、一律に

するのであればね、こういう時期に低い方に合わせると、そういうことをやっていただきたいと思うわけです。

それとやはり水道課の財政という観点から考えますとね、やはり財政状態が悪いということであれば、一体、営農用の口数っていうんですか、何軒あるか、それを上げて、どのぐらいの結局、料金が今までいけてたか、また、この値上げをすることによって、どれだけ水道課が得をするのかですね。得をするというより、財政がよくなるのか、その辺を教えてください。

(9 番 仲尾元雄君 降壇)

議長 (美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

水道課長 (三宅敏和君) 仲尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第 1 点の営農用のことなんでしょうが、ご質問の営農用の料金につきましては、水道料金等改定審議会におきまして、熱心にかつ、また、慎重に議論が交わされたものでございますが、最終的には野上簡易水道に統一することに決定されたものでございます。

ご承知のとおり、今回の簡易水道の水道使用料の改正につきましては、合併協議会におきまして、水道事業の合併協定書を十分踏まえて行ったものでありますけれども、協定書の中で、上水道の水道使用料については、現行のとおりとすると確認されてございます。このことは、同じ町民が地域によって水道料金に格差が生じることは、水道使用者の公正な利益を守るという基本原則の観点から考えますと、上水道に統一すべきであると、当審議会メンバー全員が一致した考えでございました。

そういうことで、最終的に簡易水道の水道使用料については、野上簡易水道に統一することになったものでございます。

ご質問の営農用の水道使用料につきましては、野上簡易水道は議員言われましたとおり、1 カ月単位で基本料金が 10 立米まで、消費税を入れまして 1,050 円、超過料金が 1 立米につき、一律の 115 円でございます。一方、美里簡易水道につきましては、1 カ月単位で基本料金が 20 立米まで 3,318 円、超過料金が 21 立米から 50 立米まで 165 円、51 立米以上が 182 円となっており、差異がございます。このことから、この件について、当審議会において熱心にご審議を賜ったものでありますけれども、美里簡水は 1 カ年単位、野上簡水は 1 カ月単位の違いがあり、基本料金として、議員が

言われましたとおり、美里簡水の方が年間9,282円安くなります。しかし、超過料金につきましては、野上簡易水道が一律の115円でありますが、美里簡水が21立米から50立米まで165円、51立米以上が182円でありますので、野上簡水の方が安くなります。

1年間の営農用料金を申しますと、美里簡易水道に統一した場合、137万3,000円上がります。一方、野上簡水に統一した場合は67万9,000円上がりますので、野上簡水に統一した方が安くなることとなります。

また、美里簡水の現行の営農用につきましては、1カ月単位となっておりますので、休止を行っておりませんが、野上簡水に統一しますと、休止料金が1カ月当たり136円となりますので、人によっては違いますけれども、使用しない月の多い場合は休止を活用していただければ、今までよりも安くなる方も多くなるのではないかと思います。

以上の状況を慎重に審議をしました結果、本来、水道事業の健全な運営を確保するためにも、水道料金が高くなる方に統一するのがよいわけでありますが、合併という特殊事情や現在の社会情勢等を考察すると、安くなる野上簡易水道に統一することが妥当であると判断されたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、施行するのは23年4月からということで、2年先のことでございます。合併協定書の中では、「野上簡易水道の水道使用料並びに新設加入分担金については、合併後、3年間は旧町それぞれの料金の例によると。その後、統一する」ということになってございました。それを受けまして、できるだけ早い時期に決めておく必要があるということで、今回、幅広い分野の方々、16名の方々に審議会委員になっていただいて、町長の方から諮問をさせていただいて、慎重に3回にわたって検討したことでございます。その結果が23年4月となったわけでございます。

私どもは、来年4月というような考えもあったんですけども、今の厳しい社会情勢、本町を取り巻く厳しい社会情勢等も十分時間をかけて慎重に幅広く検討していただいた結果が、23年4月1日ということになったわけでございます。そういうことで、先の議会でも私の説明したとおり、真摯に受けとめて、上程させていただいたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、もう一つの案件で、営農用で上がったというような解釈をされていますけれども、逆に、野上料金に合わせますと、低くなるという、逆な現象になります。水道会

計といたしましては、独立採算制でございますので、できるだけ高くなる方がよいわけです。今も現在の状況につきましては、原水っていうのか、給水原価、供給単価というものがございますけれども、当然、原価が相当、100円以上高くしなくては採算性から言うたらやっていけない状況でございますけれども、一般会計の方から繰り入れをいただいて、安くしている状況でございます。今回の改定におきましても、今後も引き続いて繰り入れをしていただかなくてはいけないというような状況でございますが、今回は特殊な事情という、合併というような状況であるので、まずは統一するということが基本として考えていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（美野勝男君） 9番、仲尾元雄君。

9番（仲尾元雄君） 今、お答えいただいたんですけどもね。旧美里、旧野上の営農用の加入戸数をちょっと教えていただきたいんです。今まで、実績ですね。

議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

水道課長（三宅敏和君） 再質問にお答えをさせていただきます。

現在の営農用でございますけども、旧美里の方で使用されている方は85名、それから、旧野上の方では181戸ということでございます。

以上です。

議長（美野勝男君） 9番、仲尾元雄君。

9番（仲尾元雄君） 先ほど1回目の答弁のときに、水道料金が上がるんじゃないだと、まだ、低くなる人も多いということなんですけどもね。どうも農家の方がね、低くなるということが信じられないということで、大変、反発があります。そして、永谷地区だと思っんですけども、永谷地区、津川地区だと思っんですけども、この水道管が農業用水用に補助金をいただいてつくったと。それでそれを一般家庭にも利用させているんだと。そういうようなのに、一般家庭用の上水道が美里なんかで、たくさん工事をしたのに財政状況が悪くなったと。それで、今までよりも上がるという前提なんですけども、誰もこれで低くなるというたのは聞いたことないわけです。それで、もう少し、こういう問題はこういう議案を提出する前に、認定農業主の会というんですか、そういうところにしっかりと説明をしてから提案をしていただかないと、僕ら、議員をやっておりますと、何をしてるんだということ、おしかりを受けることが多いんで、2年先のことであるのね、もう少し時間をかけて説明をしてからやっていただかないと、みんな値段がなぜ上がるの、なぜ、3倍も払わないかんのやということですね。ただちに

うちの畑から水道管を引き抜くと、こういう過激な発言も飛び出しておりますので、もう少し説明をしてから議案を出していただきたいなという考えでございます。そういう説明を農家の方に、せめて認定農家の方に、あるいはまた、この85軒、旧野上町で181軒のそういう方々になぜ説明をしないんだと思うわけです。審議会というのは16名で3回も検討していただいたそうなんですけど、その中に何人も農家でそういう営農用の会に入っている人がなかったと。何人もなかったということでね、全然、今まで使わせていただいた農家の方の意見が反映されてないということでございます。

それで、今後、どうしていくのか、ちょっとお聞きします。

議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

水道課長（三宅敏和君） 仲尾議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、旧美里の場合、一番当初、農村総合整備モデル事業という事業で農水省の事業ですけれども、これをいただいて、それで整備したものでございます。採択要件の中には営農用水を入れなくてはならないというような要件がございました。そういうことから、多くの農家の方々にご賛同、ご協力をいただいて、そして、また、いろんな配管のところにつきましても、いろいろご協力をいただいて感謝しているところでございます。そういうことで、十分、認識しているところでございます。

それで、今言われますとおり、合併協議会ではなしに、今回、水道料金等改定審議会、16名の方々にご協力をいただいて、メンバーになっていただいたんですけれども、その中でそれぞれの旧町、それぞれ8名ずつ、16名の方々になっていただきました。メンバー構成を言いますと、区長さん、区長代表ということで会長さん、副会長さん、それから、女性代表、大変生活に関心の高い主婦の代表ということも非常に大事という認識から女性代表として女性団体連絡協議会の会長さん、それから、まちづくり協議会の会長さん、それから、商工関係代表ということで会長さん、副会長さん、それから、農業関係、今言われます農業関係の代表としまして、農業士会というものがございます。その会長さん、副会長さんということでございます。

その中に、いろいろと産業課長さんにもいろいろとお聞きしたわけですがけれども、何ていうかね、その農業士会というものは、網羅された上位の団体というようなこともお聞きしました。そういうことで、農業関係の方には農業士会、それから、教育関係の代表ということでPTAの会長さん、副会長さん、それから、有識者3名ずつというこ

とで、合計16名の方々に賛同して、今の農水のことについても本当に長時間にわたり、論議が交わされたものでございます。

その辺、十分、安易に考えたわけではございません。これの時間を要した時間も、本当に長い時間を費やして論議がされたものでございます。

言われます単価につきましては、先ほど全体のことを言いましたけれども、それぞれ個人の方が年間通じて頻繁にコンスタントに使う方、それから、夏場だけ使って冬は全然使わない方とかまちまちです。そういうことで、私の方で説明したのが、余り使われてない方は今回は野上簡易水道料金の場合は休止料金が136円、1カ月で済みますので、そんなようにしていただければ安くなる方も多く出るのではないのでしょうかね。ただ、多く使う人につきましては、コンスタントに使っている人は確かに上がります。しかし、どこをどこのブロックをとということになりますと、難しい問題があると思うんです。だから、全体としては美里の簡易水道の今言うてる、今までどおりのものに合わせますと、全体で言いますと高くなると137万3,000円になるということで、一方、野上に合すと67万9,000円ですか。そのぐらいの差になるんです。そういうことの中で全体から判断されたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、もう一つ、やっぱりそういう農業をされている方々にこういう改定された内容について説明していく必要があるのではないかというご質問ですけれども、そのとおりだと思います。ただ、その2年先でありますので、そういうことを踏まえて、やっぱりそういう関係者に、野上の方々については、従来どおりのものになりますけれども、旧美里の分については、そういったいろんな考え方もできますので、美里の関係者、85名を対象に文書を出して一定、場所も決めて、一定説明会を開催して理解を得ていきたいと思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

3番、北道勝彦君。

（3番 北道勝彦君 登壇）

3番（北道勝彦君） 今、仲尾議員から質問ありましたが、営農用の水を使うのは、主に山の上の農家が多いと思うんですけどね。農作物が安くなる一方なんですよ。そして、なんじょ、使い方で安くなるという価格設定ではなくて、安くなったなと言わ

れるような価格設定をしなければと思いますかね。2年後ということなので、営農水を多く使う方々の農家に人ら寄ったところでね、もう一回話し合っただけね、やっぱり設定しなければいけないと思いますけど、その点どうですか。

(3 番 北道勝彦君 降壇)

議長 (美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

水道課長 (三宅敏和君) 北道議員のご質問にお答えをさせていただきます。

北道議員言われる今の社会情勢、農業については、非常に厳しいものがございます。そういったことで、よく承知しているつもりでございます。そういう観点から先ほどもお話しましたように、水道料金等改定審議会のメンバーも真剣にこのことについてご検討いただきました。そんな中でやっぱり全体を考えていく必要があるという最終的な考えのもと、野上簡易水道の料金に合わせた方が安くなるというようなことを踏まえて、そういったことに決定したわけでございます。ただ、言われる趣旨はよくわかりますので、先ほども仲尾議員の質問のときにお話をさせていただきましたとおり、以後、そういう関係者に対して、こういう料金になっていますということで説明し、ご理解を得るように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

議長 (美野勝男君) 3 番、北道勝彦君。

3 番 (北道勝彦君) もう実はこれ、議題に載ってからね、僕のところへ随分電話来るねよ、このことに関してよ。もうこんなに決められてもたら、もうほんまにおまえら何してたんやって怒られるさけえ、もう一回、何とか美里の農家の人が多いと思うんでよ、文句言う人がよ。それでやっぱり美里の農家にそら、役員だけじゃなしに、みんな寄ったところへ行っただけね、相談した方がええと思うんやけど、その点、どうなんやと思う。

議長 (美野勝男君) 水道課長、三宅君。

水道課長 (三宅敏和君) 再質問にお答えさせていただきます。

役員会って言ったら、いろいろな役員会もあると思うんで、全体ということを対象に、先ほども申しましたとおり、85軒の方が美里の方で利用されてございます。その人たちに文書で通知をさせていただいて、場所決めて、それでできたら夜の方がいいと思っているんですけども、そういったことの中で説明をさせていただきたいなと、このよ

うに思っております。ご理解いただきたいと思ます。

議長（美野勝男君） 3番、北道勝彦君。

3番（北道勝彦君） まあ、こんなん言ってなんなんやけど、理解できやんから質問しているのであってね、何とかさ、これ、電話大勢いただいているけど、そんな人が一遍寄った中でね、いっぺん納得いくように説明してやってくれやなよ。こんなもん、決められてもたら、えらいこと、おこら。今ね、農作物ね、山椒にせえ、梅にせえね、何じゃ、すごく安くなってるのよ。だから、農家、ほんまにね、若い子が住むどころか、もうおまえ、年寄りの人らでも泣いている状態ですよ。これ、もうちょっと考えてやってくれやなよ。その点、もう一回さ、一遍、話し合っしてほしいなと思う。

議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

水道課長（三宅敏和君） 同じことになるんですけども、北道議員さんが言われるのはよくわかりますので、やっぱりそういった関係者を対象に説明会を開催して、いろいろなご意見を賜って、それに対して納得できる、わかりませんけれども、理解が得られるような説明もしていきたいと。ただ、考えていただきたいのは、本来は水道会計としては今、厳しい財政状況でございますので、上げたいんですけども、先ほど説明させていただいたとおり、野上簡水の方にしたら会計上は低くなるんですが、全体からやっぱり考察して考えるべきでないかという水道料金等改定審議会のメンバーさん方のご意見でございました。やはり今は厳しい社会情勢、今、議員言われるとおり、農業をされている方も含めて、全部の分野において、厳しい社会情勢でございます。それらを全体を踏まえて、真剣に水道料金等改定審議会のメンバーさんそれぞれの方が熱心にご協議をされたものでございます。そういうことで最終的には会長さんの方から町長の方に答申を受けたと。その答申をいろいろと幅広く慎重に審査をし、段階で結果的にやっぱり水道料金等改定審議会の考え方を真摯に受けとめて、上程すべきではないかという判断で、今回、上程させていただいたものでございますので、その辺、十分、ご理解をいただきたいと思ます。

なお、そういうことで説明会は、開催はしていきたいと思っております。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時15分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 11 時 19 分）

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15 番、美濃良和君。

（15 番 美濃良和君 登壇）

15 番（美濃良和君） まず、この 10 と 9 とありますので、9 のところで、給水の地域でございますが、中田とそれから、美里では上ヶ井が入るということでありませぬ。中田については、高齢化に基づいて管理ができなくなったのでということであったのでわかるんですが、あと、上ヶ井です、私も美里の町で合併前から議員をさせてもらっているんですが、これは本来は条例がないところに給水のパイプを引いて、給水を開始してしまったわけですけども、合併前です。こういうふうなことが本来あり得るのかどうか。そこのところですね。これから水道事業やるんやったらわかるんですよ。そこのところをもう一度、お聞きしときたいと思います。

それから、10 号でございますけれども、先ほど来、仲尾議員、また、北道議員も質問されておりますけれども、これは合併に伴うところの 3 年後にこういうふうに通合すると、課長、今、説明があったんですが。これは非常におかしいんですね。本来ならば、まちづくりについて案をつくって、その案に基づいて町民の皆さん納得してもらえますかということで、それで町民が納得するならば合併と、それを 3 年先ということであったということ自体がまずおかしいと思うんです。

これを見てもみますと、旧野上の体系に持っていくということでもありますんで、先ほど、3 年後統一ということですけども、そういうふうな合併協議会の中身だったのか、それ、確認しときたいと思います。

次に、審議会でもって、16 名で審議をされてきたということでもあります。このうち、美里のその農家の方は何人おったのか。ここのところを聞きたいと思うんです。あと、先ほど来、新しい水道料金にすることによって、料金が下がるんだよという説明であったんですけども、それであるならば、なおさら、町民の皆さん方に納得してもらってからということにしていくべきじゃないかと思うんです。課長は一貫して、料金が決まって議会議決してからあと、住民の方にこれで納得してもらおうための説明をするということなんです。これ、やっぱりおかしいと思うんです。

実際のところ、この85名の美里のうち、この料金によってもしかしたら上がるのが何割か知りません。実際、85名が皆々上がるのではないということも、反対に下がる方もあるかと思うんです。ですから、このところでやはり説明をしていただくということが大事かと思うんです。でないと、やはり恐らく、中身は強引でないというふうに思われるかも知りませんが、そういう方々にとってみるならば、強引にされたということになってしまえば、非常にマイナスになると思うんです。そういうことですね。そのところについての見解を聞きたいと思います。

以上、お願いします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

水道課長(三宅敏和君) 美濃議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、設置条例でありますけれども、その中に上ケ井が漏れてあったんということで、私、当初、説明させていただいて、今回、中へ組みにさせていただきたいということで、上程させてもろたんですけれども、これについては、平成17年に上ケ井の一部として、5戸が対象として給水区域を増やしたわけでございます。当然、今、言われますとおり、そのときに条例の区域の中に上ケ井の一部というものを盛り込むべきであったと思います。そういうことで、今回になったということについては、大概、申し訳ないと思うんですけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

そして、農家の方というのは、農家というのは、たくさん、今、すぐと言うたら、全体のもの、農家というものはちょっと言うことはできませんけれども、営農の水道の利用者は先ほど言いましたとおり、85戸ということでございます。

それから、料金が下がるという説明の中で町民に納得してもらった後にすべきではないかということでございますけれども、これにつきましては、ご承知のとおり、平成18年1月1日に紀美野町が誕生したわけでございますが、それ以前に、合併協議会がございました。数回重ねてやってきたわけでございます。その下には、首長会とか幹事会というようなことの中でいろいろ審議をして最終的には合併協定書というもので両町を締結したものでございますけれども、そのときには、両町の議会においても合併協定書でご説明もし、ご承認を賜ったものでございます。その中に事務事業の取り扱いについてということで、多分、15項目あったと思うんですけれども、その中に水道事業の中

に今言うた、今回、上程させてもらっている項目があったわけです。そのときに簡易水道、それと新設加入分担金については旧町、3年後は旧町それぞれの例によるということで決まったものでございます。

事務的に考えますと、3年後というものは今年になるわけでございますので、今年っというか、20年度になるわけで、20年度において、この分については解決というか、方向を定めていく必要があるという立場で、そういうことで審議会、それも町民の声をできるだけ幅広い分野の中から聞いていくということで、町の執行部だけで決めていくというものではございません。町長もそういうようなことでできるだけ多い方々、各分野から出てもうて、そして、いろんなご意見を賜って決めていこうということの基本にして今回、上程させていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

美里の委員につきましては8名でございます。両町8名ずつと。農業士は1名、旧野上で1名、それで農業士会で言うたら、何です、それぞれ1名ずつということでございます。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) まず、9号ですけども、上ヶ井に給水していただくと、これは大いにありがたいことなんですね。そういう地域がまだまだ現在もあるわけなんですけども、給水されてないところが、これは全面的にしていいただければありがたいんですけども、実際、合併直前にしてこうなっていくと、これは何か政治的な意図があったというふうにも思われても仕方ないような実施状況であったというふうにも思うんですけども、そういうふうに見られても仕方ないと、その辺についてはどうであるのか聞いときたいと思えます。

それから、給水の問題について、先ほど来言うてるように、得になる方があるんですね。説明が私はその85名と。85名の中でも実際に月々にする方が得になるということもあるということで、あるわけなんですね、っていうことだったんですよ。先の2人の方の説明は。であるならば、そのところで先にみんなに納得してもらおうということが大事かと思うんです。それと今もあったように、審議会16名中、関係する美里の農家というのは1名しかなかったわけですよ。ここのところが一つのまた反発、反発って失礼なんですけども、訂正します。農家の方々が非常に不審に思われているところが、

ここなんです、要するに結局、聞いたら農業士、女性の方1名だけであったということが一つのいろいろと意見が出ているところであると思うんです。

ここでやはり押し切るということは、非常にマイナスになってくるというふうに思うんです。このところを考えると、多くの皆さん方が他の問題、農業用水以外については納得できるならば切り離して、もう少し、納得してもらおうような話し合いを持てるのではないかと、このように思うんですよ。

これですね、提案されているんですけども、この部分だけを委員会付託とか、あるいは継続という形でもうやっていけるんじゃないかというふうに思うんですが、この辺について、議会の方としてもどうなんですか。もう少し納得のいける形でやっていくということで進めていくべきではないかと思うんですよ。その辺について、見解を聞きたいと思います。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問に答えたいと思うんですが、実は先ほどからいろいろご意見はお聞きいたしました。しかしながら、この基点と申しますか、この問題が起こった時点は、やはり合併協議会におきましてね、両町の各議員さん方がこれを認めたと。そして、その中には野上上水道は現行どおりとすると。したがって、その他のものについては、これに準じていかなければならないということと、それから、もう一つは、3年間は別々とする。そして、その後、統一するというこの二つをこれはもう合併協議会で承認された事項であるということでありますので、私は今回、審議会を開き、そして、慎重な審議をいただいた結果、諮問をいただいて、それにのっとり、この提案をさせていただいたと、こういうことでございます。

それともう一点については、その審議会の選定、委員さんの選定については、やはり各分野において、公正な判断をしていただけるように各区長会長とか、また、副会長とか、そうした各種団体の代表の方を選ばしていただいて、公正な判断をお願いしたと、こういうことで非常に審議会におきまして、私は真摯に受けとめて提案させていただいたということでございます。

先ほどからお聞きいたしておりますと、これで上がるばかり言われておると思うんですが、やはり上がる人もあれば、下がる人もある。それと今現在、旧野上町におきましては、この営農飲雑用水ですが、現に支払われておる方が180人おるんです。だから、今度、80何戸の数戸の上がられる方と、それから、今、現に支払われている方、

この方々の心情を皆さん方にご理解をいただきたい。それがためのこの合併協議会でのやはり統一を図っていこうというそうした決定であったかと思えます。

言えば、安い方に逃げやすいということですが、決して、政治とはそういうもんじゃないと。やるべき時にはやらんなんということ今回、提案させていただいたわけでございます。

ひとつ、その苦しい心情をご理解いただいて、皆さん方にご承認をいただけたらとこのように思います。

以上です。

議長（美野勝男君） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 11 時 34 分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2 時 30 分）

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 9 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 10 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3番、北道勝彦君。

(3番 北道勝彦君 登壇)

3番(北道勝彦君) 先ほどから言われたとおりね、3年前に決めたと言われたけどね、3年前から百姓がね、山椒とか梅とかね、随分もう安くなって、ほかの商売もそうやけどね、特に百姓が、もうこの所得が少なくなってもてね、それでこの水の問題も起こってきたんかなとも思てんねよ。それで、何とかよ、これ、もうちょっと今回、可決するか知らんけども、行く行く相談してもうて、百姓とよ。そして、何とか野上も美里も百姓の方が安くなったなというね、ような状態をつくってあげてほしいんよ、水に関してはよ。僕はそれでこの可決することに際して、僕は反対討論にさせていただきます。

(3番 北道勝彦君 降壇)

議長(美野勝男君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) 3年前、ちょうど合併が行うについて、本来ならば、このまちづくり計画の中に水道料金は幾らとそういうふううたって、その上で町民の皆さん方にこれによって合併することに賛成か、反対かということをお聞きしなければならぬと思います。それがされずに、先送りして要するに合併だけを何が何でも進めたと、そういうところに非常に大きな問題があったと思います。それがために、今現在、初代の町長がどなたであろうとこのような苦勞をしなきゃならぬということにあると思います。

しかし、この水道料金について、今の営農用の料金もそうでございますけども、一般家庭におきまして、1トン当たり168円の超過料金が、そういうことで上がってまいります。そういうことで、やはり旧美里町としてそういうことについては、なかなか認められにくいものであるというふうに考えます。そういうことで、今回の給水条例に対しまして、私は反対いたします。

(1 5 番 美濃良和君 降壇)

議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

2 番、小椋孝一君。

(2 番 小椋孝一君 登壇)

2 番 (小椋孝一君) 私は賛成の立場から討論を行います。

平成 1 6 年 8 月 4 日に水道料金等の調整の基本方針の中で、水道事業の合併協定書内容ということで、簡易水道の水道料金については、合併後 3 年後は旧町それぞれの例によるものとし、その後、統一するというので、先ほど、これは当時の旧野上町と旧美里町の合併協議会の私もメンバーにありましたけども、常々それは合併協議会の後、議員全員に説明をして、それを了解したという立場の中と、先ほど来、水道課長の方から納得のいく答弁、説明がございましたので、私はそういうことで賛成をいたします。

議長 (美野勝男君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 0 号を採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第 1 0 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 1 0 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 7 号) について

議長 (美野勝男君) 日程第 1 1、議案第 2 4 号、平成 2 0 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 7 号) についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7 番、西口 優君。

(7 番 西口 優君 登壇)

7 番 (西口 優君) まず、5 7 ページの防災ヘリポート適地調査業務委託事業に 7 3 万 5 , 0 0 0 円という、これについては、町内全域を調査するという、まさかそんなことは考えているとは思ってないんやけど、当然、町が何カ所か指定してそれが適

しているかどうかということの委託料かなと思うんですけども、それについての確認を
願いたいと思います。

それと同ページの林業費の中のきみの婚活支援事業、結婚の支援事業かなと思うんや
けど、林業費というこの項目がちょっと余りにも結婚に関して、かけ離れているのかな
とこう思うんで、どうなっているのかな、ちょっと尋ねたいと思います。

それと63ページの地域活性化生活対策臨時交付金2億2,723万4,000円とい
うことについて、どういう性質のものかなと。そういうふうと思うので、説明を願いた
いと思います。

それと69ページの定額給付金、午前中も上北議員からも支給の方法等ありましたが、
その支給のことに関しては関連議案がもう専決処分されていると、こういうふうを考え
たら、テレビなんかで見るのに、もう現実に支払われているという、こういうふうな自
治体も見受けられます。そうしたときに、そのときのの上北議員の話、僕の話やったか、
ちょっと定かじゃないんですけど、21日からというような話を聞かせていただきました
が、普通でしたら、専決処分がされているということについて、もう当然、そういう
準備のための専決処分が行われていると、こういうふう考えたときに、この議案が通
れば、今日の午後でもすぐに発送できる体制にあってしかるべきかなと、こういうふう
にも思うわけです、他の自治体を見る限りでは。だから、その辺の支給の具体性をもう
少し、何ていうのかな、口座引き落としなら、その用紙送らんなんとか、何を持ってき
たらええ、現金支給なら、何をどこへ持ってきたらいいとか、こういうふうな部分をも
う少しね、具体性を持って、説明を願えたら。そうでないと、このことについては、町
内、各議員みんながそれぞれ住民からの関心の一番高い問題であろうかと思えます。だ
から、それをもう少し、家へ帰ったときに説明がしやすい形でこうなりましたよとい
うことがね、誰にでもわかるような形の説明を求めたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 西口議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、ヘリポートの適地調査の業務委託の事業なんですが、一応、候補地をこちら
の方で考えておりますので、その候補地が適当であるかどうか業務委託をしたいと、こ
ういうふうなことでございます。

それから、きみの婚活支援事業、こういうふうな事業でございますけれども、これは何で林業費を置いてあるんだというふうなことでございますけれども、うちは山村というふうなことの中での科目の設定でございます。これは若者が少なくなっているというふうなことの中で、山村地域での結局、結婚を推進させるための若い者の何ていうんですか、異性者の会う機会をつくと、こういった支援事業でございます。

それから、これは63ページの方の地域活性化生活対策臨時交付金事業なんですが、先ほど57ページの方に載っておる主な事業なんですが、これに対する国からの補助金でございます。これにつきましては、結局、政府の臨時、その追加支援というふうな形の中での経済対策、それに対する補助金でございます。2億2,723万4,000円とこういうふうな金額でございます。

それから、69ページの定額給付金の件でございますけれども、具体的な手続、先ほど上北議員さんのご質問の中でご説明させていただいたわけでございますけれども、結局、準備は今までにできているやろうと、こういうふうな話でございます。確かに準備はして進めております。これにつきましては、うちの何ですか、会社の方へ封筒の印刷とかそういったものを委託しております。それで給付の事業について、こういった資料を入れまして、詳しく必要書類とか提出書類、それから、対象になる者はどういう者であるとか、それから、この給付をするにつけて、いろんな注意事項というふうなことも書いております。最近、そのいう振り込み詐欺というのが非常に多うございまして、やはりそういったものの対策というふうなことも考えておかなければならないというふうなことで、十分なチェックが要るのではないかと思います。そういったことで、時間的な、やはり必要な時間というのが出てくるかと思えます。

申請をしていただいてから、チェックをしたいというふうなことの中で、やはり時間的な猶予をいただきたいと、こういうふうなことでございます。

それから、振りかえにつきましても、月のうちいくか(何日)というふうな形で金融機関についても決められておりますので、そういったことで月に2回程度しか振りかえできないと、こういうふうなことになってきますので、ある程度の時間がかかってくるわけでございます。

一応、そういう申請書の送付を3月21日を目途に進めておるところでございまして、それを本人さんの方へ着きましたら、結局、必要な書類をつけていただいて、そして、また、送り返していただくと、そういった手続をしていただきたいと考えておるわけで

ございまして、ある程度、そういう、テレビで映っている北山村なんかは戸数が400戸ぐらいでありまして、何か町長が持って行ってるようなビデオっていうんですか、そういうふうな何も映ってありましたけども、やはり少ない世帯やったらそういうふうなこともできますけども、テレビ、マスコミはそういったアピール性があるんで、ああいった映像を映すわけなんですけど、うちとしましては慎重に対処してまいりたいと、こういうふうなことで多少の時間はいただきたいと思うわけございまして、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) まず、防災ヘリポートということは、候補地というのは1カ所であるのか、数カ所であるのかということと、もし、1カ所でも数カ所でもいいんですけども、候補地というのはもう当然のことながら特定されていると、こういうふうな今のわかりにくい説明の中では勝手に解釈したんやけど、これは特定されていてということで、どこというのをもう一回、聞かせてもらいたい。

紀美野結婚支援事業って、私も独身なんで会う機会を提供してるというんであったら、1回、参加してみたいなと。町長もそういう、そうだね。そういうふうなことはそらね、もし、そういうふうな機会というもんをやってるという話を聞かせてもうたんで、1回、どの辺までやっているのか、尋ねたいと思います。

それと、今の特に定額給付金については、非常にわかりよい、何ともさ、どない評価してええんかなと思って。時間的猶予をいただきたいというのは、専決処分をしている限り、こういうふうな専決処分をしているということは、もう準備ができているであろうという、ましてね、これもう全国的に定額給付金、毎日テレビでやっているような状態の中で、今から準備をするわけじゃない。まして、専決処分が行われておることについて、もう当然のことながら、そこまで話が進んでいるだろうと、こういうふうに普通は理解します。今から印刷に回すというのかどうか、その辺、会社の方へ封筒の委託をしているという、こんなんでええんかいなと思ってしまふんやけどやな。

それと何か封筒を委託して、その後、どうするというふうな話をもっと僕としては簡潔にわかりやすく説明を求めたい。もう出るのは決まっている。まして準備もできている。そういうふうな中で、何かわからんような、このね。こんな説明はあんまり僕としては期待してないわけよ。だからですね、それとですね、現金支給もはっきり、先ほど

の上北議員の話の中にあっただかなと思うんですけど、現金支給という話、だから、現金支給があったら、ここの役場なら、ここの役場へ何と、何と持ってきて、何日から開始しますと、こういうふうな話を聞かせてもらわんことには、余りにもあいまい過ぎて、何っていう答弁もうたか、今、自分の中で整理がつかん。現金支給はいつくれんねよ。こういう話、聞いてませんわ、確かにね。

だから、現金の支給、21日に封筒を発送してくれたら、その中にはこういうものが入ってます、そうして、これと、これと、これを持ってきてくださいと。そうして、現金支給は何月何日からどこへ取りに行ったらくれます。そして、郵送というんだったら、口座引き落としやったら、口座引き落とし、どこの銀行、紀陽銀行、郵便局、そういうふうなことまで具体的に、もっとわかりやすい説明を願いたいわけですよ。金は出るというのは決まっているんですから。だから、そういうふうな具体性のある回答をしてもらわんことには、何かいっこともわからんかったというような、こういうふうなね、何か1回目の質問、何やったんやという、こういうふうなもっと簡潔に議会を進めてほしい、私としてはね。だから、そういうふうな回答を求めます。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） まず、ヘリポートの件でございますけども、今のところ、2カ所を考えております。場所については、旧野上地区の河南地区、それから、ふれあい公園の開発公社が持っている、今売れてないっていうんですか、開発公社が所有しているその土地を一応考えております。

それから、婚活のことでございますが、これについては、地域活性化の生活対策臨時交付金を利用しまして、考えている事業でございます。それで産業課の方で一応、いろいろ計画を立てていただいておりますけれども、日程等、それから、やり方等については、まだ具体的に決まっておりませんが、特定の日を設けまして、そういった早く言えばお見合い事業をしたいと、こういうふうなことでございます。

それから、定額給付金のことにつきましては、こういった手続をすればいいんかと、こういったご質問でございましたけれども、午前中にも上北議員の質問の中でお答えいたしました。21日ごろ申請書を町内全戸に配布いたします。それが届きましたら、世帯主の方から住所、振り込むための金融機関の口座番号などを書いていただいて、それにその申請書に運転免許証、または健康保険証等の本人だと確認できる書類のコピーを同封していただきたいと。それから、金融機関の通帳のコピーを添えて返信封筒に入

れて送っていただきたいと、こういうことでございます。

それを送り返していただいたら、こちらの事務局の方でチェックをいたしまして、大体、4月の中ごろに振り込みをしたいと、こういうふうに考えております。

現金のことにつきましては、同じくやはり申請書を出していただいてから、チェック等のこともございますので、やはり同じ時間がかかってくるかと思えます。現金取りにすれば、すぐ渡せるというものではございません。やはり必要な申請等を出していただいて、それから、こちらの方でいただいてからチェックをかけます。その後、大体、こちらの担当者の方で考えておりますのは、大体、一月程度かかるのではないかとということでございますが、現金になりましても、やはりすぐくれるというイメージはできないと、こういうふうに考えていただきたいと思います。

それで、渡すことはたやすいかと思うんですが、やはり要するに渡すべきでない人に渡した場合にいろんな問題が生じてくるかと思えます。やはりチェックが必要かと思えますので、その点をご理解していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

7番（西口 優君） ヘリポートの部分の中で、開発公社が所有するどこの地区の何番地の土地ですって言うてくれた方がわかりやすかったですけどね。あくまでも、こちらで想像の域を抜けやん。こんな議会の中で、何ていうかな、こっちが想像せんなんような答弁は困るわけよ。あくまでも、想像っていうのは、皆、この議員の中でそれぞれ皆、開発公社の何番地の土地やってわかってないさけ、そういうふうな答弁は困るわけや、できたらね。もっと簡潔に答弁を願いたい。

それと、現金を取りに行つて、それから書類審査をしてどうのこうのっていうんでなくてや、現金を取りに来たときには、どんな書類を持ってきて、その書類がそろってあったら、現金と引きかえというんでなかったら、もう一回、取りに来いというような話、こんなばかな話ないやない、それ。それやったら、現金くれるのんと、違うでしょう。だからね、普通はそのときに、審査する書類をすべて何が足らんですよって、何と、何とそろえてこいという、そろえてきたら、それと現金と引きかえでなかったら意味のない話でしょう。そんな年寄り、遠くから来て、2回も3回も手間取らせるような、そんな、おまえ、話あるかよ、おまえ。そんなばかなことじゃなくてですね、言葉遣い悪かった。だけど、普通に考えてですよ、そういうふうな本人の確認の、だから、何と、何

と持ってこいというふうにな、確認をできる書類をそこから審査するんじゃなくて、確認をできる書類を役場が指定して、それを持ってきたら、あくまでも現金と引きかえ、そういうふうな姿勢でなくて、何がそれを持ってきてから審査する、そんなばかな話、ことを言わんといてほしいわけや。だから、もしね、審査することの要らん書類をそっちで考えて、役場が考えて、これを持ってきてくれ、そうしたら現金に換えますってこういうふうな答弁になるような書類を考えてもらいたい。そうでなかったら意味のない話になると思うんで、その辺の答弁をもう一回やってほしい。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時03分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時22分）

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 西口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ヘリポートの場所ですが、紀美野町国木原の町道沿いのパークゴルフ場の上です。ちょうど北南のパークゴルフ場の上に四角の土地があります。それ、開発会社の土地でございますが、そこをいっぺん、このヘリポートとして適地であるかどうか、調査してみたいと思います。と言いますのは、ご承知のとおり、あそこは水道も来ていません。また、排水もできないというふうな土地でございます。そんなことから、ヘリポートにはどうかなというふうに考えておりますのでご理解をいただきたい。

また、定額給付につきましては、先ほどご説明させていただいたように、このマニュアルののっとりやっていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

もう一点、河南につきましては、河南集会所の周辺あたりで一つ適地がないかというふうに考えております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) 63ページに総務費国庫補助金っていうのがございまして、その中で下から二つ目の地域活性化生活対策臨時交付金っていうのが、2億2,723万4,000円、これについての説明を願いたいのと、それから、それに多分、基づくんだと思うんですけども、80ページが一番下の諸支出金の基金費の中の地域振興基金ですね。これについて6,800万円と、これについてご説明を願いたいと思います。

それから、70ページですね。ここで70ページの障害者福祉費の中で、補正額513万4,000円でひかり作業所の補助金の減額、それから、後の方の介護給付費ですね、これについての補正についてお聞きしたいと思います。

それから、そしてもう一点ですね。73ページなんですけど、ここで清掃費の中で、上にあるところの塵芥処理費ですね、その中の15、工事請負費の2,700万円、これについてどのような工事を予定されているのかお聞きしたいと思います。

もう一つ、下の農業振興費ですけども、そこの農作物鳥獣害防止柵設置工事ですね。これの1,000万円について、以上、ご説明お願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 美濃議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

63ページの地域活性化生活対策臨時交付金の2億2,723万4,000円ですが、この事業の主なものにつきましては、3月の補正の方での繰越事業の項目に上がっている事業が主なものでございます。57ページに載っております事業が主なものでございます。

このうち違うのが、以前から載っているものがあるわけですが、そのものについて申し上げますと、地デジの難視聴対策事業については、これは以前からあったと。それから、五色台の広域施設組合の負担金、それから、地域モデル普及推進事業、町道谷線、ほいたら、福田松瀬線ですか。こういったもの、これを事業を除いて、ほかの事業がこのたびの地域活性化生活対策臨時交付金の事業でございます。これは新年度へ繰り越して行う事業でございます。

そのうち、先ほど言われました諸支出金の方の6,800万円ですが、これにつきましては、このたびのその地域活性化生活対策の臨時交付金の事業の中で6,800万円を地域振興基金として積み立てまして、新年度において事業を実施するものでございます。その80ページですね。そういうことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 美濃議員さんの2点目の70ページのまず、1点目、ひかり作業所の減額でございます。ひかり作業所につきましては、平成21年3月1日から新体系の移行ということで、1,000万円の補助金があったわけですが、1カ月分の減額をいたしますということでございます。

2点目の介護給付費の増でございます。これは主立ったものは生活介護の費用として伸びが大きくございますので、させていただきます。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 美濃議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

73ページの清掃費の工事請負費2,700万円の野上区域の塵芥処理場整備工事ということで、この塵芥処理場につきましては、昨年7月末をもってごみ処理を終えておる塵芥処理でございます。その後の整備工事をこれから行っていきたいということで、整備につきましては、いろんな形での整備が必要になってくるんですけども、以前から地元との協議の中で、最優先で水の分離工事をやってくれということで、以前から契約書の確認事項にも明記されております。ということで、今回、山の水と汚水を完全に分離する水路工とそれとガス抜き工事、これをまず最初に行いたいと思うので、その分の工事でございます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) それでは、73ページの農作物鳥獣害防止柵設置工事
に対しての内容についての美濃議員のご質問にお答えいたします。

紀美野町での鳥獣による農作物の被害が年々、非常に深刻な状況になってきています。この対策といたしましては、多くなっているイノシシを減少させる捕獲事業、それとイノシシが農地へ入らないように防護柵を設置するというふうな事業が非常に有効なことであることはわかってございます。このため、今年は捕獲については猟友会の協力を得まして、有害鳥獣の駆除ということで、イノシシを236頭の捕獲を行ってございます。また、防護柵につきましては、県並びに町の補助事業ということで47カ所、延長にすれば約13キロの距離になります。この延長を防護柵を設置してございます。

しかし、このような対策を取っているのですが、被害が目に見えた形で減ってこないという状況であります。これは防護柵を設置した農地は被害がなくなってくるのですが、その近隣にある防護柵を設置していない農地が被害に遭うということで、被害が全体に減少しないのが原因であろうかと考えております。

このため、このような被害の多発する地域において、少数の区域をくくる農地の柵で囲むのではなくて、広域的に柵を設置して、被害の防止のためにすることが有効かつ効率的でさらに長期的に見て、経済的な事業であるかなと考えてございます。このため、今回の国の地域活性化生活対策臨時交付金を活用しまして、町単独工事で広域を囲む柵をモデル的に事業を進めていきたいと考えてございます。

この事業につきましては、繰り越しということで21年度に実施するというところで計画してございます。事業内容につきましては、工事費1,000万円、柵の設置延長が2.6キロ予定してございます。この事業につきましては、受益者の5%の負担金ということでいただくということで進めたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) 地域活性化ですか。これの事業については、今、問題になっている人ですね、今の仕事がないという雇用対策とか、そういうふうな事業の中で進められているものであるとか、そういうふうなものであるのか、その辺のところですね、もし、この政策的な中身ですね、聞きたいと思います。

それから、障害者の扶助費で伸びがあったということでもありますけども、これは障害者の要するに申請者、つまり障害者自体が増えてきているのか、その中身についてのことであるのか、その辺のところの分析はどうなっているのか、お聞きしときたいと思います。

そして、イノシシですけども、今になってというのか、もう少し早くこれができるばと思うんですけども、236頭の捕獲がされたと。これが広域的に結んでいくということなんですけども、今後、全町的にこれは進めていくということであるのかどうか、その辺について、もう一遍、聞いときたいと思います。

それだけお願いします。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 美濃議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思いません。

この地域活性化の生活対策臨時交付金の事業では、この地域雇用の面では載っておりません。当初の予算に上ったものを充てておりますので、その点よろしく願いいたしたいと思えます。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 美濃議員さんの再質問にお答えいたします。

扶助費の伸びについてでございます。障害のこの福祉サービスの需給の決定者数、18年4月で53名から20年12月で86名、それから、受給者、利用者でございますが、18年4月で43名、それから、20年12月で65名と、そういうことで利用者の伸びもあるところでございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

産業課長（増谷守哉君） 美濃議員さんの再質問の農作物鳥獣害防止柵設置工事、今後、このような事業を進めていくのかということでご質問であったと思えます。

今回、交付金の事業ということで、おおむね100%近い補助金をいただいて、当事業を行います。19年度から同様のよう、国の方の事業がございました。いろいろ条件がありまして、紀美野町ですというものが、非常に困難な状態がございました。今年20年度、実施が21年度になるんですが、当事業を実施しまして、22年度につきましては、国の方の同等の事業をできれば使って、広域的に柵を設置していきたいなと考

えてございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） 済みません。70ページの今、18年と20年の人数の増について、お聞きしたんですけども、これは中身はどういうことなんでしょうか。そういうふうな申請等についてわかってきたのか、それとも、障害者という方々が増えてきているというのも実態なのか、その辺のところですね。もう一度、お願いしたいと思いません。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 美濃議員から再々質問ということで、身体障害者手帳の交付者については、82名の減ということになっております。それから、療育手帳については6名の増、それから、精神保健福祉手帳の取得者については、若干の増ということでございます。

そして、先ほど申し上げましたとおり、この給付決定者、それから、利用者数は先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） お願いします。

まず、61ページ、町税の中で入湯税が100万円、人数にして1万人分ですか、100万円の入湯税が減額されています。最近、不況であるし、利用者も少ないんであると思うんですけども、近ごろ日帰り温泉プランとか、そういうようなのも非常にあちこち宣伝しながらやっているようですが、現状と今後の見通しという、後の企画費のところ、総務費の企画費で1,000万円今年もいわゆる施設管理委託料は支出されていますので、今後の見通しですかね。というのに、非常に頑張っているのはわかるんですけど、どうなんか。その辺のことをお聞かせください。

それから、68ページに地上デジタル放送受信支援補助金という、新たに地上波デジタル移行に伴う低所得者対策ということで出されています。非課税世帯ということで考えているということだったんですけど、具体的には何世帯ほど対象にされるつもりなの

か、その辺のことをお聞かせください。

それから、69ページに定額給付金、負担金、補助及び交付金のところで1億7,900万円、今までの経過についてとか、支給方法についてはよくわかったんですが、この支給された定額給付金が果たして町内で使われるのかどうかということについて、非常に小さな商店とか経営されている方が危惧されている向きもあるので、町外へ出て行って、みんないろいろ買うん違うかなという、何かそういうことでの手を打つ必要があると考えられているのか。例えば、商工会と連携して何かそういうことについてね、相談されるとかということがあるのかどうか、お聞かせください。

それから、77ページに消防用備品購入費として7,100万円が計上されています。高規格救急車とあとは、指令指揮車ですか。そんなんとかの、だったと思うんですけども、高規格アンビュランスの機能というんですか、従来のやつと比べて、どういうふうな機能を持つアンビュランスなんか、その辺のこと、内容ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) 田代議員のご質問にお答えいたします。

入湯税の見通しということなんですが、税務課としての見通しということになるんですが、税金の収入としての見通しですが、19年に比べまして、20年の途中経過なんですが、9割8分とか7割4分減少、利用者がしています。日帰り客で7割4分になっています。2割少し減っています。宿泊客で0.983、1.7%程度。それで減少しますんで、20年度の見込みとして宿泊客で7,318人、日帰り客で3万3,249人を、これ、税務課としての見込みですので、それでそれに基づきまして、今年の20年度の補正を行いました。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 69ページのその定額給付金の事業でございますけれ

ども、ほかの市町村では商品券に500円程度のものをプラスして商品券をお渡しすると、そういったことも考えられている市町村もございます。うちの方としては、その方は考えておられないわけございまして、現金を配布いたしますと、結局、活性化のために使っていただきたいとこういうふうに、できるだけ住民の方のご理解を得ていただいて、町内で使っていただけたら幸いかと思います。

それから、地デジ対策、ページ68ページでございますけれども、これは商品券を1,200世帯、住民税の非課税世帯を考えた場合に1,200世帯があるわけございまして、それを対象として1万円の商品券をお配りしたいとこういうふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 消防長、七良浴君。

(消防長 七良浴 光君 登壇)

○消防長(七良浴 光君) 田代議員さんの77ページ、8款、消防費の常備消防費、18節、備品購入費7,100万円のうちの高規格救急自動車の内容についてというご質問であったかと思えます。

内容につきましては、4WDの車輛を使用するということで計画をしております。ハイメディック車を使用ということでございます。積載内容につきましては、現在、使用しております高規格救急自動車にプラスしてオートパルスの人工蘇生器を積載したいと。長距離での搬送ということに大変、現在は苦慮している状況でございますので、目玉としては人工蘇生の機器を搭載して、より人命のために対応していきたいというように考えております。

後は特に目新しいものはございませんが、半自動の除細動器にしてでも、形態が変わってきております。そういった形で車輛の艤装についても大幅に変更が出てきますので、より扱いしやすい艤装ということを目標に頑張ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(消防長 七良浴 光君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 税務上の数の上での減り方という入湯税の、わかったんで

すけど、今後のそれで見通しでそれだけ減額したんやということなんですけど、施設の方も非常に最近見ていたら、ああいう温泉プランとかやって、日帰りプランとかをいろいろやりながら、頑張っておられるようなんですが、営業的な見通しとしてはどうなんか。やっぱりこういう不況の中ですから、非常にかなり回復に長期間かかるということなんで、利用客を増やすというのは難しいことなんかどうか、その辺の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

それから、地上デジタルはないですね。

定額給付金なんですけど、特別にほかの町がやっている、市町村によっては商品券つけてプレミアムをつけてという、何とか町内で使ってもらおうということをやっているところもあるようですが、そこまではちょっと無理にしても、何か配って、町内で使うてよというようなことだけで、そのまま成り行き任せとは言わないんですけど、それはやっぱりちょっと消極的違うのかなという気がします。何らかの宣伝をするなり、それから、商工会との間で連携、調整をするなりして、人によるとあらゆる商店、1カ所に集めて、1回、そのための売り出しとか出したらどうやという人があって、そんなことまでできるかどうかというのはわからないんですけど、何かこのまま成り行きに任すような形だと、ほとんどが町外で消費されるような気がしますので、振り込みでやったらほとんど預金から引き出さないだろうということを使う人もありまして、その辺のことについてお考えをもう一度、聞かせていただきたいと思います。

高規格アンビュランスについては、恐らくそういう形で、パルス同調で自動的に蘇生ができるということで、長距離輸送とか、非常にやりやすくなるんじゃないかというふうに思います。

今後、やっぱり非常に広い範囲で救急を見ていかなんということがありまして、できるだけそういうことに対応できる、状況にも対応できるようなあれを、技術的な部門とそういう設備のハードの部門でやっていただけたら、対応していただけたらなと思います。

その点、要望にとどめておきますけども。

議長（美野勝男君） 企画管財課長、牛居君。

○企画管財課長（牛居秀行君） 田代議員さんのご質問にお答えをいたします。

施設、大変苦しいということはお認識いただいていると思います。数字的に言いますと、これ、入湯税にかかわることでございます。総入浴者数でございますが、かじか荘

におきまして、上半期につきましては約5,371人減ってございます。それから、下半期の見込みでございますけれども約3,226名、本年度の見通しといたしましては、入浴者数の減だけで申し上げますと、8,597名の減になる見込みでございます。

これだけ温泉に入らせていただく方が減っておるということで、入湯税の方にも影響してきておるのだらうと思います。

それから、今後の経営の見通しについてのご質問があったと思いますけれども、今現在、国全体が大変な社会状況下で、不確定要素が多い中、今後の経営状況を見通すということは大変困難ではございますけれども、20年度の売り上げといたしましては、約1億4,000万円ぐらい、前後になるかと思っております。19年度実績で言いますと、売り上げが1億5,200万円余りあったものでございまして、約1,500万円ちょっとぐらいの減になるのではないかと考えております。

総売上から申し上げますと、上半期におきましては、前年度87.7%でございます。下半期におきましての見通しといたしましては、現在、92.5%を見込んでございます。20年度全体で言いますと、約89.8%ぐらいの見込みとしてございます。

それから、今後でございますけれども、先ほど少し議員さんの方からもございました日帰り温泉プランですとか、敬老プランとかですね、法事、同窓会プラン等々、いろいろなそのパッケージをそろえてPR活動をしてまいりたいと考えてございます。

売り上げにつきましては、大変これは見通しとしては申し上げにくいんでございますけど、先ほど申し上げましたように、不確定要素が大変多い中、100年に一度という大恐慌の中での話でございますので、不確定はございますが、一応、我々が目標としておりますのは、先ほど申しましたように、平成20年度の売り上げ見込みといたしましては、約1億4,000万円前後になると申し上げましたけれども、21年度につきましては、ぜひとも1億6,000万円ぐらいの売り上げを上げたいと、このように考えております。

かじか荘自体で損益分岐額と申しますんでしょうか、何とかひとり立ちでいける売り上げにつきましては、約1億8,000万円ぐらいと考えてございますので、ぜひとも、この額にできるだけ早い段階で近づけたいと。一応、目標年度といたしましては、22年度には何とか1億6,000万円、23年度におきましては、この1億8,000万円というものを何とか達成したいということで、現在、営業をしております。

また、従業員全員、大変苦勞をしていただいております。

簡単でございますけれども、現状につきまして、それで今後の見通しにつきまして、私どもの考え方をご説明させていただきました。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 定額給付の件でございますけれども、やはり住民の方のご理解をいただいて、やはり地元で使っていただくという方法を取っていただきたいと、こちらの方はそういうふう考えております。

また、商工関係の商工会の方でのご相談というんですか、その中で獲得競争というんですか、そういったものも考えていただきたいということでございまして、今回につきましては、町の政策としては考えてないので、今後、商工の発展というふうな面でまた考えていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

以上、答弁になったかどうか分からないんですが、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） 定額給付金はどうにも気になるんで、せめて、何かPRする方法でもないんか、町内で使ってもらえるようなというような。せっかく、せっかくってあれなんですけども、これだけの1億数千万円のお金を給付してほかで使われると、ちょっと難しいなという、と思えますけどね。何とかという気もするんで、その辺のことはどうなんか一遍、お聞かせください。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 再三の質問でございますけれども、こちらの方といたしましては、商工会の方で頑張っていただきたいとこういうふうな希望を持っております。これから政策としてたちまちという取り組みはちょっと今の時点では難しいなというふうに感じております。できるだけPRについては努力したいと思うわけですが、その点でご理解いただきたいと思えます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は4時15分。

休 憩

（午後 4時01分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 4時15分）

日程第12 議案第25号 平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）についてから

日程第14 議案第27号 平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第4号）についてまで一括上程

議長（美野勝男君） 日程第12、議案第25号、平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第26号、平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）について及び日程第14、議案第27号、平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） 88ページ、最下段の一般会計繰入金が900万円の減額です。これ、多分、法定繰入金だと思うんですが、この減額の理由について教えてください。

それから、90ページ、出産育児一時金、非常にこれ、いい制度なんですけど、これが239万円の減額になっています。五、六人分の出産育児一時金の減額かなと、当初予算で500万円ほどです。補正前の額で500万円ほどですから、そこから200万円の減額って言うたら、非常に大きいんです。それで今後の出産のって言ったらね、子供が生まれる見通して、特にこの20年度はどうなんか、その辺のことを教えてください。

それから、後は91ページに特定健診等データ管理業務委託がこれも400万円ほどの減額になっています。全体からすると、かなりの減額の量なんで、特定健診の受診の状態、あんまりあれやって、今でもやっぱり悪いんかどうか、この辺のことを聞かせてください。

それから、あと、診療所事業では、いわゆる外来収入が1,598万8,000円の減額、収入のところ、これが97ページですね。歳入で外来収入が1,598万8,000円、かなり全体の額からしたら、収入見込みからしたら大きな減額なんで、患者数の推移というのはどうなっているのか、この辺のことをお聞かせ願えれば、ありがたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに、88ページの一般会計繰入金で900万8,000円の減額についてでございます。

これにつきましては、基盤安定負担金の支援分、国県の4分の3と4分の1町負担で特別会計の繰り出す分でございます。その減額の主なものにつきましては、一般被保険者の税の減額が主なものになっております。

それと90ページの出産一時金の239万円の減額でございます。

これにつきましては、当初、15人分ですか、予定していたんですけども、結果的に本年度は、20年度は9人の予定になっております。また、見通しといたしまして、21年度、本年1月から一時金の引き上げで、1件が35万円から38万円への引き上げと、来年度10月から42万円ですか、また、引き上げというような予定もあります。

来年度につきましては、8件の見込みでございます。

91ページの特定健診の事業費の中の委託料ですけれども、特定健診の受診率が16%程度ということで、まだまだ低うございます。その関係で当初予定しておりました予算よりも当然、受診者が少なかったということで、今回、減額させていただいたものでございます。

次の97ページの外来収入でございます。

これもそれぞれ国保、社保、後期、一部負担金というそれぞれの収入が減ったということで、患者数の関係ですけれども、これ、20年4月の関係なんですけれども、それぞれ小川診療所の関係でいきますと、前年が377人から延べ人数で、前年が20年度で20年4月現在で222人とか、志賀野で471人が369人、真国診療所で428人が385人、細野では547人が313人、長谷毛原では延べで3,981人が4,263人と、これは去年増えております。それと国吉の3,276名が3,314人ということで、これ、ちょっとデータ古いんですけれども、20年4月現在ということで、19年度のデータで直近につきましては、ちょっと手元に資料ございませんので、また、詳しい内容はまた後日、連絡させていただきたいと思っております。

以上です。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 国民健康保険の税収のあれは仕方ないとして、出産がね、15人として、今年も8件ぐらいしか、来年度も8件ぐらいしかないということで、これは国保だけのことなんで、しかし、この国保税そうであれば、ほかのいわゆる医療保険でもそういう傾向なんかだと思います。せっかく、いわゆる妊婦健診の補助を、助成を2回から14回へ増やすんですが、その辺でやっぱり総合的にというのが、この育児支援をどうするのかと。出産育児一時金を増やし、いわゆる妊婦健診を増やすという、それもその一つの方法やし、まだ、ほかにもやっぱり総合的にいろいろ考えていく必要があるのかなというふうに思います。

その辺についてどうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

特定健診については、16%ということで若干上がってきたのかなという気がします。しかし、都市部はどこでも少ないんで、数パーセントというところもあるんですけども、こういうふうに過疎地、特に田舎では、普通、かなりの受診率、少なくとも40%とか

ね、その程度を受診率はあるんですが、その辺でやっぱり特定健診の受診率だけが疾病予防のバロメーターでもないんですけども、やっぱり受診を上げていくということは必要だと思うんで、今後、この辺について、どういうふうに考えておられるのか、その辺をお聞かせください。

それから、診療所の患者数の推移です。何か、ちょっと聞いたらちっちゃいところ、小規模な診療所が非常に患者数が減っているような気がするんですけど、その辺、どうしてなんか、やっぱり高齢化でそういうところへなかなかいかないということも全体の国民健康保険の医療費給付は増えているんですから、そういうところだけでちょっとここ、患者数が減っていくというのは、外来診療が減るというのも変な話なんですけど、その辺の分析はどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞かせください。

診療所によっては増えているところもあるということなんですけど、ちっちゃいところでは、ちっちゃいということですか、過疎地にある診療所とかは減っているようなんで、その辺をどう考えたらいいのかお聞かせください。

以上です。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 田代議員の1問目の出産の人数がえらい減っていると。こういうことなんですけど、これにつきましては、私どもまちづくりの中で総合的に取り組んでおるわけでございます。先ほどの説明でもございましたが、婚活支援事業を取り入れていこうというのもその一環でございまして、実は40歳ぐらいの若者が結婚してない方が多いという中で、私も含めてですが、ひとつ、集団見合いをして、紀美野町へ定住をしていただこうと、こういうふうな試みで取り組んでおるわけでございます。

それとやはり若者に住んでいただきたい。そのためには、やはり道路を直し、住環境整備をやっていかならんというふうな、そうした総合的な中でのこの改革になるうかと思っておりますので、ひとつ今後、そうした面で積極的な取り組みを行ってまいりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員さんの特定健診の受診率を上げていく方策でございます。非常に難しい問題がございまして、いろいろと、とりあえず、今回、受診券を送付させていただいて、無料にということで、前は有料であったんですが、受

診される方も多くなるという予想であったんですが、残念ながら現在は今のこういう受診率が16%というような状況でございます。

今の状況を申し上げますと、人間ドックの方で伸びておるといことで、やはり基本健診的な、そういう総合的な健診を望まれているのかなというの、メタボリックのこういう対策よりもそういう希望が多いのかなということも感じるところでございます。

受診率を上げるためには、やはり徹底したそういうPR、いわゆる保健師のまた訪問によるそういうPRや、商工会等への職域に対する働きかけとか、日曜健診なども増やして健診の機会も増やしておるところでございます。4回から5回にしたりとか、そういうことで、できるだけいろんな団体の方々やら、商工会等にも働きをしまして、できるだけ33%というノルマがございますので、それをクリアできるような形で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 診療所で、小さい診療所の患者数の減についての、何でなということなんですけど、一応、考えられることにつきましては、それぞれ診療所の持っている地域が他の地域からその診療所へ入ってくるということは考えにくいもので、その地域におられる方でやはり人口的にはその地域というのは減少しております。亡くなられる方もこの地域ほど多いかなと思います。

それと、診療所で通院というんですか、行っていた方がやっぱりちょっと悪くなると、どうしても入院とか、そういう形で診療所へ来られないというようなことも考えられますし、やっぱり全体的なその地域の人数、また、患者数がそういうような形で減ってきているのではないかなと。

また、もう一つ、これは定かなもんではあるかないか、ちょっとわからんですけど、やっぱり民間の個人さんが、かなりサービスがいいという中で、その分、患者がそちらへ流れているケースもあるのかなというようなことも、ちょっと考えられるのではないかなということでございます。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第25号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定されました。

日程第15 議案第28号 平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

議長(美野勝男君) 日程第15、議案第28号、平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

1番(田代哲郎君) 1点だけ質問させていただきます。

114ページ、保険給付費の中で、介護予防サービス等諸費というのがあります。1番の介護予防サービス給付費で750万円の減額、全体に4,500万円の当初予算ですから、何分の1かの減額ですけど、それから、その二つ下がつて、介護予防サービス計画給付費50万円の減額です。これも全体に600万円ほどですから、そんなに問題にするほどの数字ではないと言えそうなんですけど、全体に介護保険給付費、サービス給付費が上がってきていて、条例を改正して保険料自身を上げていかざるを得ないという状況のもとで、介護予防サービス給付費が減っていくというのは、ちょっとどういことなかなかというふうに考えまして、いわゆる予防事業が徹底と言うか、受ける人が少ないというか、いわゆる介護予防給付の対象になる人が思ったより少ないということなかなかどうか、その辺のことを聞かせてほしいと思います。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員さんの介護予防サービス給付費の750万円の減額でございます。これにつきまして、見直しておるところでございますけれども、前年度に比しまして、介護予防自体は要支援1、2の方の給付でございますけれども、要支援から要介護に変わられた方が5名、それから、6名の方がサービスがなくなったということで、月額で380万円ほどで予定しておったんですけれども、320万円ぐらいに減ったというような中で、こういう減額でございます。

それから、介護予防サービス計画については、同じようにこういうプランの作成するところでございますので、人数減ということで、その後、減っておるということでございます。

以上でございます。

（保健福祉課長 井上 章君 降壇）

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） 介護予防というのは要支援1、要支援2という、要するに要介護でない、そこまでいかない人たちにもいわゆる介護を予防するための給付事業なんですけども、一つは何人かは悪くなって、要介護へ移ったと。後はサービスが必要なくなった、サービスがなくなったという。

全体に介護予防、認定の方で予防給付対象者というのは、いわゆる要支援1、要支援2にとどまっている人たちの人数というのはどうなんでしょう、数的に。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員さんの再質問にお答えいたします。予防給付のサービス受給者の現在の人数でございますけれども、1月分の事業報告では120名となっております。要支援1が44名、要支援2が76名、合計120名でございます。受給者数でございます。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 4時40分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時42分）

議長（美野勝男君） 1 番、田代哲郎君。

1 番（田代哲郎君） 介護給付の伸びを抑えようと思えば、この要支援 1、2 のところで、そこから要介護状態にできるだけ移らないように、そういう趣旨で設けられているのが、介護予防サービスという、それがきちっとまいこと機能するように、そこにやっぱり力を注いでいけば、4、5 とか、1、2 ぐらいまでは自分のことは何とか自分でできる範囲ですけど、3 を超えるとなかなかそんな難しいし、4、5 になれば、ほとんど寝たきりの状態になっていくということで、そういう今、増えているサービスを一番、要介護費を圧迫しているのは、給付を圧迫しているのは、施設介護っていうんですか、入所であったり、いわゆる在宅介護でもショートステイと言われる施設へ一定期間預けるといふことの繰り返しを続ける分伸びているので、やっぱり認知症の問題もあって、そういうのもきちっと予防しようと思ったら、要支援 1、2 のところでとまるような、要介護事業を本腰を入れてやっていかないと、かなり難しいのではないかと。これだけ高齢化が進んでくると、だんだんそういうことが難しくなってくるという。

だから、その辺の例えば、今、ある保健師さんの数でとても無理であれば、スタッフを増やし、そういうところのかかわる人を増やしたりしてでも、ここで抑えていく必要があると思うんです。だから、そういうことについて、やっぱりこれから本格的にね、予防事業に力を入れるというお考えがあるのかどうか、その辺のことをちょっと聞かせてください。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員さんの再々質問にお答えします。

本当に介護予防あるいは疾病予防というのが、この紀美野町にとって大きな課題であるということは認識しておるところでございます。

しかしながら、限られたマンパワーっていうんですか、人数が多くするというのもでき得ない状況ではございますが、そんな中でできる限り、体制を整えて取り組んでまいりたいというのが今の現状でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

1 5 番、美濃良和君。

（ 1 5 番 美濃良和君 登壇 ）

15番(美濃良和君) 　　ちょっと聞きたいんですけども、111ページに国庫支出金で介護従事者処遇改善臨時特例交付金っていうのが820万円あって、それはあと、116ページのこの基金に積み込むということになっていますけども、これについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、112ページの町債の財政安定化基金の貸付金の減額ですね。この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 　　保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 　　美濃議員さんの1点目の介護従事者改善臨時特例交付金でございます。

基金設置のところでもお願いしておるところでございますけれども、この4月から介護報酬が介護従事者の処遇改善のために3%上がるということで、その3%分の半分については国が負担していただけると、こういうことで、国の方からその半額であります820万4,000円をいただいて、歳入、ここで受け入れまして、それでご可決いただいております基金の方へ積み立てるというものでございます。

それから、2点目の財政安定化基金貸付金でございますけれども、この496万9,000円の減額につきましては、繰越金の確定に伴いまして、その分、減額をさせていただいております。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 　　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 　　これで質疑を終わります。

これから、議案第28号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 　　賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 　　これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)について

議長(美野勝男君) 日程第16、議案第29号、平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第29号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

議長(美野勝男君) 日程第17、議案第30号、平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第30号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第31号 平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)についてから

日程第19 議案第32号 平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)について

日程第20 議案第33号 平成20年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第4号)
についてまで一括上程

議長(美野勝男君) 日程第18、議案第31号、平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第19、議案第32号、平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について及び日程第20、議案第33号、平成20年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第4号)についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第31号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第14号　工事請負契約の締結について

議長（美野勝男君）　　日程第21、議案第14号、工事請負契約の締結について

を議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

7番(西口 優君) 済みません。皆さんお疲れのところ。

この契約金額、変更前と変更後という、ポンプの滅菌装置の交換やというような説明を受けたんですけどね。こういうふうなことは、まさか、ポンプとかそういうふうなこういう装置はたまたまそのときに故障するという、こういうもんでないような気がするんですよ。私っていうのは、こういうように使ってる何年間か持つものの中で、最初から傷んでいるというんであったら、当初の契約するときに、本来はもう最初から契約に入れておくもんですよ。まさかね、こんなもん、突然、壊れたというようなことは考えにくい中で、こういうふうに随契というふうな形の契約はすべきでないと。こういうふう考えます。

だからね、その点についての案外こういうふうなその契約、後から変更契約の何のかわのって言うことが多いのでね、一応、その姿勢を聞かせてもらいたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

議長(美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

水道課長(三宅敏和君) 西口議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

今回の変更内容の中に、滅菌装置並びに送水ポンプというようなものがございます。確かに、議員さん言われるとおり、設計当初段階で悪ければ、当初から入れとくべきではないかということでございますけれども、この間も説明させていただきましたとおり、23年ぐらいは経過しているんです。3年前に設計をしているわけでございます。それまでの間についても、ポンプについては3年ほど前に変えていますけれども、一つは変えてなかったんです。ただし、設計段階については十分、機能が発揮していたと、当分、変える必要がなかろうかと。オーバーホールをすれば、もう、いけるやろうというような考えがあったわけですが、最近になりまして、そういったことで故障になってきたということです。そういうことの中で、今回、国の補助金、3分1があります。また、起債も対象にもなります。本来であれば、単独でしなくてはいけないんですけど

も、この際にやる方が金額的にも安くつくし、落札率も79%というようなこともございますので、変更をさせていただいたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) 今の話を聞くと、補助金が出たから、たまたま壊れたというふうな、こういうふうな、こういう、そうとは言うてないか。何かね、こういうふうなことの中で、割と随契ということがね、多々あるから、あんまりこういうことは本来、機械がね、そら、壊れたんかどうかわかんけど、そういうふうにとれることが多いのでね、こういうことを言うてわけよ。何やったらもそら、どういう場合であっても、こういう機械的なものはそら、たまたま壊れることもあるし、今日、明日のことかわかん話やねんけど、何かね、そういうことが多々、今回だけと違うでしょう、そういうふうな変更契約というのは。

だから、そういうことはあんまり好ましくないんじゃないかと、こういうことを言うてだけで、別に今回、このポンプだけっていうわけじゃないんやけどね。そういうわけじゃないけども、何となく釈然としないということのそういう中でのちょっと質問あったんで、別に答弁もう結構ですわ。

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

2番、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

2番(小椋孝一君) 変更契約ということなんですけども、1,365万円の變更契約をしたいということだったと。多分、私はこういうふうな解釈したんですけども、業者さんが頑張っていたら、かなり低い率で落としていただいて、残ったお金が補助事業という形の中では返さないかん。だから、やっぱりあと、単流ポンプ、昭和60年に23年間使うたポンプとか送水ポンプの取りかえ、配水管増設工事ということで、92メートルですか、それを前回説明していただいたと思うんですけども、これに基づいて、お金が余裕ができたということで、当初のパーセンテージの金額で變更契約をすると。こういう解釈でよろしいんでしょうか。

(2番 小椋孝一君 降壇)

議長(美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

水道課長(三宅敏和君) 小椋議員の質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

今回の本年度の簡易水道のこの統合工事については、落札率が79.83%でござ
いました。今回、1,365万円の変更金額でございますけれども、本来、設計額が、1,
700何がしが、その79.83%掛けたら、そういう1,365万円ということになる
わけでございます。そういうことで、普通ではなかったら、何もなかったら変更はなか
ったんですけれども、特殊なそういった事情がございましたので、この際、変更させて
いただいたわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

1番(田代哲郎君) 2点ほど確認させてください。

第1点目は、この私のあれに間違いがなければ、この受注業者は扶桑建設工業株式会
社和歌山営業所ですね。この点とそれから、平成18年に美里総合簡易水道事業実施工
事というのが18年12月の議会で契約変更されています。紀美野町、合併してからの
受注事業ではないので、探しても記録がないんでちょっとお尋ねしますが、多分、旧美
里町で発注した分だと思んですが、この受注事業者、もしわかれば教えていただきた
いんですが、わからなければ結構なんですけど、ちょっとこちらで調べてもわからん
ので、この点ちょっとお伺いいたします。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

水道課長(三宅敏和君) 田代議員の質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

請負業者につきましては、議員おっしゃるとおり、契約業者につきましては、扶桑建
設工業株式会社和歌山営業所でございます。そして、旧美里町時代の簡水工事、平成1
5年から19年度まで5カ年でやったわけでございますけれども、前回の一般質問で美
濃議員の方からの質問のときにご説明もさせていただきましたけれども、今、手元に資

料がないので、誰々ということは言えませんが、扶桑建設さんもございましたし、大豊建設もございました。ほかにちょっと記憶、ちょっと今のところ、資料持っていないので言えませんが、そういった業者でございます。もし、よかったら、後ほどでもまた報告させていただきます。

以上です。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 記録にある分だけですが、紀美野町になってから受注した簡易水道の統合事業というのは4回ほどあります。一つは、平成18年9月11日に美里統合簡易水道事業実施工事ということで72.2%の落札率で9,975万円、東洋建設株式会社和歌山営業所、これだけが契約変更されていない分で、あと、平成19年6月11日に、美里統合簡易水道事業実施工事2億6,040万円というのが、これは平成19年12月議会で契約変更の議案が出まして、2億6,812万8,000円に変更されています。

それから、平成19年9月に河北志賀野簡易水道統合工事9,607万5,000円ということで、これが去年の3月議会で1億143万円ということで、契約変更されています。それから、昨年6月議会で、平成20年度河北志賀野簡易水道、これが今回の変更なんですけども、それ以外に変更したのが、旧美里時代に受注した美里統合簡易水道事業実施工事と。3億1,290万円、これが平成18年12月議会で3億5,196万7,350円に。余りにも、さっきの西口議員の指摘ではないんです。それで、前の三つは、いずれも扶桑工業株式会社和歌山営業所なんですけども、水道統合事業とか、水道事業での変更がかなり多いというか、ほとんど東洋建設工業の受注した一つを除いては、あと全部変更されていると。そのたびにそれなりの理由があって、僕らも納得して、まあ仕方ないかということで賛成しているんですけども、何かやっぱり後で並べて見てみるとね、水道工事にあり方っていうんですか、受注の仕方とその工事のあり方、前にはそれはいけると思ったけど、後からそれ変えた方がいいんでというような話が出てきたりして、非常にその辺がどうなんか、ちょっと釈然としない部分がありますんで、ちょっとお尋ねさせていただいたわけですけども。

議長(美野勝男君) 水道課長、三宅君。

水道課長(三宅敏和君) 田代議員のご質問にお答えをさせていただきます。

簡易水道工事ももちろんのこと、道路工事についても一般土木工事につきましては、基本的には町の姿勢としましては、当初の契約金額で遂行していきたい、完結していきたいというのは思っています。しかし、現場の状況によりまして、道路工事であれば、つえてこんつもりのところがつえてきたと。そこに大きな工事をしなくては前へ進めないというようなことで増額することもあります。この簡易水道工事につきましても、今回の工事については配水管が6キロ近くあります。主に道路、町道、県道を通っているわけでございますけれども、設計した当時には道路面も傷んでないというようなこともあります。ところが実際のところはもう補修しなくてはいけないというようなところも大幅に出てきます。

それで、今回の場合、普通であれば、もうこういうものを変更等はしたくはないんですけれども、水道の命ともいうポンプとか滅菌装置等については、早急に対応せなあかんというようなこともございます。そういうことから、先ほども言いましたけれども、今回の事業については、国の方で認可をいただいて、国の補助、そして、高率な起債も借っているところでございます。そういうことの中で、この事業でできたらやれば、安く済むというようなこともありますので、故意に変更するというようなものではございません。そういう特殊な事情が発生したということが大前提でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） 工事というのは予定どおりにはいかない場合が多いと。ただ、前にもちょっと聞いたことがあるんですけど、扶桑建設工業というのは水道工事ではかなり優秀というんですか、技術力が非常に高いということを聞いていますので、やっぱり当初の設計段階でね、きちっとしたやっぱりそういう起こってくるであろう、今回のようにモーターは大丈夫やと思ったけども、やっぱりあかなんだとか、そういうポンプですか、ポンプは大丈夫やと思ったけど、あかなんだとかっていう、そういうことはないように、やっぱり今後の設計を道路工事でもそうですけども、当初の設計段階でね、きちっとしたやっぱり設計を立てて、積算もきちっとやって、後々、こういう変更のあれが出てくると何で次から次に出てくるんだということになりますので、その辺のことについては、十分、やっぱり気配りしてほしいなというふうに思うんです。その辺のことについて、また、お聞かせください。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

なるほど田代議員のおっしゃるとおりですが、確かに机の上ではね、この工事をするについて、しゃくし定規に行きますと溢水のすき間もないということで設計はするんですが、やはり現場へ降りますとね、そうした例えば、皆さん方のおうちなんかでも建てるときに、やはり実際、掘削、いろいろしてみたときに、予想されないような事態が出てくるというのが通常であろうと思います。ただ、それが果たしていいよっていうんじゃないんですが、しかし、そうした場合には、即それに対応していかならんということで、こうした変更が生じるということでございます。決して故意にそうしたことをしているわけじゃございませんので、ひとつご理解をいただきたい。また、今後、やはりその状況、状況によりまして、そうしたことも多々あるかと思えます。そうしたときにも、ひとつ変更理由というのは必ずあります。そして、また、説明させていただいてますんで、ひとつご理解をいただきますようよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第14号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 5時11分）